令和2年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画



令和2年3月

鳥 取 県

目 次

第 1 全	合和2年度公共用水域の水質測定計画	
1	目 的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	測定期間	
3	測定実施機関及び測定対象水域	
4	測定地点	
5	測定項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	測定回数	
7	測定方法等	
8	異常値等に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9	測定結果の報告	
10	その他	
別表 1		7
表-1	水質測定計画一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(1)河川	
	(2)湖沼	
	(3)海域	
表-2	測定地点数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
表-3	実施機関別測定地点数 ・・・・・・・・・・・・・・	20
図-1	公共用水域水質測定地点図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1)河 川	
	(2)湖 沼	
	(3)海 域	
	(4) ダ ム	
図-2	環境基準類型指定概要図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
公共用	水域水質測定結果入力要領 ・・・・・・・・・・・・・	30
第2 令	3和2年度地下水質測定計画	
1	目 的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2	測定期間	
3	測定内容	
4	測定実施機関	
5	測定地点	
6	測定項目	
7	測定回数等	
8	分析方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
9	測定結果の報告等	
10	その他	
別表 2		37
表-4	地下水質測定計画一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
図-3	地下水質測定地点図 ・・・・・・・・・・・・・・・	41
様式 1	地下水質測定結果表	42
様式2	地下水質採水票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	43

第1 令和2年度公共用水域水質測定計画

第1 令和2年度公共用水域水質測定計画

1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 16 条の規定に基づき、鳥取県の 区域に属する公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定 すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

測定期間は令和2年4月から令和3年3月までとする。

3 測定実施機関及び測定対象水域

測定実施機関及び測定対象地域は次のとおりとする。

測定実		地域は次のとおりとする。 測定対象水域
国土交通省中 鳥 取 河 川 国		千代川水系〔千代川、袋川、新袋川〕、殿ダム貯水池
国土交通省中 倉 吉 河 川 国		天神川水系〔天神川、国府川、小鴨川〕
国土交通省中日 野川河	国地方整備局川 事務 所	日野川水系〔日野川、法勝寺川〕
国土交通省中出 雲 河 丿		中海(鳥取県水域)
鳥	文 県	天神川水系〔天神川、小鴨川、玉川、三徳川、加茂川〕日野川水系〔日野川、板井原川〕斐伊川水系〔旧加茂川、加茂川、大正川〕その他の水系〔由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川、埴見川、羽 衣石川、東郷川、舎人川、橋津川、羽合用水〕東郷池、中海(鳥取県水域)、中津ダム貯水池、俣野川ダム貯水池美保湾、日本海沿岸海域、海水浴場(東部地域以外)
鳥 耳	х fi	千代川水系〔千代川、袋川、狐川、山白川、天神川、湖山川、枝川、福井川、三山口川、野坂川、新袋川、有富川、大路川、砂見川、八東川、私都川、佐治川〕その他の水系〔蒲生川、塩見川、河内川、勝部川〕湖山池*、多鯰ヶ池、賀露港* 海水浴場(東部地域)
米	产 市	日野川水系〔法勝寺川、小松谷川〕 斐伊川水系〔加茂川〕
倉 言	市	天神川水系〔鴨川、絵下谷川、鉢屋川〕
八豆	頁 町	千代川水系〔大江川、見槻川〕
伯	善 町	日野川水系〔別所川〕

[※]湖山池及び賀露港の植物プランクトンの調査は鳥取市と鳥取県が協同して実施する。

4 測定地点

測定地点は、表-1 水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 水質測定地点図のとおりとする。

なお、測定地点は、次による場合を除き原則として変更しないものとする。

(1) 当該水域又は周辺の工事等により、測定地点の水質に一時的に影響を及ぼすことが明らかである場合には、その期間中、臨時的に測定地点を変更することとし、測定結果の報告書に変更理由、変更地点の概要を記載すること。

なお、この場合、臨時的に設定する測定地点は、工事等による水質影響を受けない範囲で、 出来るだけ正規の採水地点に近い地点を選定するものとする。

(2) 河道の流況変化等により、将来に渡って測定地点を変更する必要が生じたと認められる場合には、当該測定地点を管轄する測定実施機関は、鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課と協議のうえ、新たに測定地点を設定することとする。

5 測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。 なお、要監視項目は、下表のとおりとする。

また、気温、水温、色相、臭気及び水深についても、採水時に現地測定するものとし、流量及び一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じ実施するものとする。

【要監視項目一覧表】

種類	測定項目
	(1) クロロホルム (2) トランス-1, 2-ジクロロエチレン (3) 1, 2-ジクロロプロパン (4) p -ジクロロベンゼン (5) イソキサチオン
人の健康の保護 に関する項目 (26 項目)	(6) ダイアジノン (7) フェニトロチオン (MEP) (8) イソプロチオラン (9) オキシン銅 (有機銅) (10) クロロタロニル (TPN) (11) プロピザミド (12) EPN (13) ジクロルボス (DDVP) (14) フェノブカルブ (BPMC) (15) イプロベンホス (IBP) (16) クロルニトロフェン (CNP) (17) トルエン (18) キシレン (19) フタル酸ジエチルヘキシル (20) ニッケル (21) モリブデン (22) アンチモン (23) 塩化ビニルモノマー (24) エピクロロヒドリン (25) 全マンガン (26) ウラン
水生生物の保全	(1) クロロホルム (2) フェノール (3) ホルムアルデヒド
に関する項目 (6項目)	(4)4-t-オクチルフェノール (5)アニリン (6)2,4-ジクロロフェノール

6 測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1 の水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

7 測定方法等

(1) 採水時期

採水日は次の点に留意して設けるものとする。

- ア 採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日に実施する。
- イ 採水を毎月行う場合は、原則として各月の同旬に行う。
- ウ 採水日の計画立案に当たっては、予備採水日を設ける。
- エ 天候等により、計画採水日及び予備採水日ともに採水等が不適当であった場合には、 極力、欠測とならないよう配慮する。

(2) 採水部位

試料の採水部位は原則として次のとおりとする。

なお、各部位から採水して試料を相互に混合した「混合試料」の作成は行わない。

〔河川〕 流水で、かつ水深の2割程度の深さの部位。

[湖沼] 上層及び下層は下表のとおり。多鯰ヶ池及び中海の中層は全水深の中間の深さの部位。

- H-1-1==0		
	上 層 (水面からの距離)	下 層 (湖底からの距離)
湖山池	0.5m	0.5m
東郷池	0.5m	0.5m
多鯰ヶ池	0.5m	0.5m
中海	0.5m	1.0m
ダム貯水池	0.5m	1.0m

[海域] 上層は水面下 0.5m、下層を実施する場合は海底から 1.0mの深さの部位。

(3) 分析方法

環境基準項目の分析方法は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日付環境庁告示第 59 号)で定められている方法、特殊項目については「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(昭和 49 年 9 月 30 日付環境庁告示第 64 号)によるものとする。

なお、これらの定めのない項目については、日本産業規格等科学的に確立された方法によるものとする。

また、主な項目についての分析方法は別表1のとおりである。

8 異常値等に対する対応

測定実施機関は、健康項目の分析値が別表1に記載の報告下限値を超えた場合に、当該事実を早急に測定実施機関及び鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課が把握できるように配慮すること。

鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課は、測定実施機関と協議のうえ、原因究明等 必要な対応を行うものとする。

健康項目以外の項目の分析値が、過去の測定結果等から見てその水域で通常想定される数値 と異なる、いわゆる異常値を示した場合は、測定実施機関は採水時の状況、水域への流入水の 状況等を検討しその原因を明らかにするよう努めること。

9 測定結果の報告

測定実施機関は、水質測定結果を毎月とりまとめ、測定月の翌月末までに当該測定月の測定結果を鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課に送付するものとする。

なお、年間の最終取りまとめ結果は、年度末までに指定の電子ファイルにより報告するものとする。

また、主な項目に関する報告下限値は別表1のとおりである。

10 その他

この計画に定めのない事項については、県が各測定機関と協議の上、定めるものとする。

別表 1 各項目の分析方法

1 生活環境項目

□ 生活塓項垻日 □		却生下阻估
項目	分析 方法	報告下限値 (mg/L)
рН	河川の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(1)のアの表 水素イオン濃度(pH)の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、別表2 1の(2)のアの表 水素イオン濃度(pH)の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、別表2 2のアの表 水素イオン濃度(pH)の測定方法の項に掲げる方法	_
BOD	告示59号 別表2 1の(1)のアの表 生物化学的酸素要求量(BOD)の測定方法の項に掲げる方法	0.5
COD	河川、湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(2) のアの表 化学的酸素要求量(COD)の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号 別表2 2のアの表 化学的酸素 要求量(COD)の測定方法の項に掲げる方法	0. 5
SS	河川の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(1)のアの表 浮遊物質量(SS)の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(2)のアの表 浮遊物質量(SS)の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号 別表2 2のアの表 浮遊物質量(SS)の測定方法の項に掲げる方法	1
DO	河川の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 1 の (1) のアの表 溶存酸素量 (DO) の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 1 の (2) のアの表 溶存酸素量 (DO) の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 2 のアの表 溶存酸素量 (DO)の測定方法の項に掲げる方法	0. 5
大腸菌群数	河川の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(1)のアの表 大腸菌群数の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(2)のアの表 大腸菌群数の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号 別表2 2のアの表 大腸菌群数の測定方法の項に掲げる方法	1.8×10°MPN/100mL
ノルマルヘキサン 抽出物質(油分等)	告示 59 号 別表 2 2のアの表 n-ヘキサン抽出物質 (油分等)の測定方法の項に掲げる方法	0.5
全窒素	河川、湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 1 の(2) のイの表 全窒素の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 2 のイの表 全窒素の測定方法の項に掲げる方法	0.05
全 燐	河川、湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 1 の (2) のイの表 全燐の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 2 のイの表 全燐の測定 方法の項に掲げる方法	0.003
全亜鉛	河川の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 1の(1)のイの表 全亜鉛の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 1の(2)のウの表 全亜鉛の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示 59 号 別表 2 2のウの表 全亜鉛の測定方法の項に掲げる方法	0.001
ノニルフェノール	河川の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(1)のイの表 ノニルフェノールの測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(2)のウの表 ノニルフェノールの測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号 別表22のウの表 ノニルフェノールの測定方法の項に掲げる方法	0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩(LAS)	告示59号 別表2 1の(1)のイの表 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号 別表2 1の(2)のウの表 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸の測定方法の項に掲げる方法海域の検体にあっては、告示59号 別表22のウの表 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定方法の項に掲げる方法	0. 006

2 健康項目

項目	分析方法	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	 告示 59 号 別表1 カドミウムの測定方法の項に掲げる方法	0.0003
全シアン	告示 59 号 別表 1 全シアンの測定方法の項に掲げる方法	0. 1
鉛	告示 59 号 別表 1 鉛の測定方法の項に掲げる方法	0. 005
六価クロム	告示 59 号 別表 1 六価クロムの測定方法の項に掲げる方法	0.005
砒素 ※ 4.48	告示 59 号 別表 1 砒素の測定方法の項に掲げる方法	0.005
総水銀	告示 59 号 別表 1 総水銀の測定方法の項に掲げる方法	0.0005
アルキル水銀	告示 59 号 別表 1 アルキル水銀の測定方法の項に掲げる方法	0.0005
PCB	告示 59 号 別表1 PCBの測定方法の項に掲げる方法	0. 0005
ジクロロメタン	告示 59 号 別表 1 ジクロロエメタンの測定方法の項に掲げる方法	0. 002
四塩化炭素	告示 59 号 別表 1 四塩化炭素の測定方法の項に掲げる方法	0. 0002
1,2-ジクロロエタン	告示 59 号 別表 1 1,2-ジクロロエタンの測定方法の項に掲げる方法	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	告示 59 号 別表 1 1,1-ジクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	告示 59 号 別表 1 シス-1,2-ジクロロエチレンの測定方法の項に掲 げる方法	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	告示 59 号 別表 1 1,1,1-トリクロロエタンの測定方法の項に掲げる 方法	0. 0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	告示 59 号 別表 1 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法の項に掲げる 方法	0. 0006
トリクロロエチレン	告示 59 号 別表 1 トリクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.002
テトラクロロエチレン	告示 59 号 別表 1 テトラクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0. 0005
1, 3-ジクロロプロペン	告示 59 号 別表 1 1,3-ジクロロプロペンの測定方法の項に掲げる方法	0. 0002
チウラム	告示 59 号 別表 1 チウラムの測定方法の項に掲げる方法	0.0006
シマジン	告示 59 号 別表 1 シマジンの測定方法の項に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	告示 59 号 別表 1 チオベンカルブの測定方法の項に掲げる方法	0.002
ベンゼン	告示 59 号 別表 1 ベンゼンの測定方法の項に掲げる方法	0.001
セレン	告示 59 号 別表 1 セレンの測定方法の項に掲げる方法	0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	告示 59 号 別表 1 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定方法の項に掲げる方法	0.1 「硝酸性窒素 0.05」 亜硝酸性窒素 0.05
ふっ素	告示 59 号 別表 1 ふっ素の測定方法の項に掲げる方法	0.08
ほう素	告示 59 号 別表 1 ほう素の測定方法の項に掲げる方法	0. 1
1,4-ジオキサン	告示 59 号 別表 1 1, 4 - ジオキサンの測定方法の項に掲げる方法	0.005
<u> </u>		

[※]分析方法の効率化として、アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニングを行う ことができる。(平成13年環水企第92号「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質 汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」)

3 要監視項目

3 安監倪垻日		
項目	分析方法	報告下限値
	70 11 70 12	(mg/L)
クロロホルム		0.006
トランス-1, 2-ジクロロエチレン		0.004
1, 2-ジクロロプロパン		0.006
p-ジクロロベンゼン		0.02
イソキサチオン		0.0008
ダイアジノン		0.0005
フェニトロチオン (MEP)		0.0003
イソプロチオラン		0.004
オキシン銅(有機銅)		0.004
クロロタロニル (TPN)		0.005
プロピザミド		0.0008
EPN		0.0006
ジクロルボス (DDVP)		0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	严格广泛加 严小担答 101 日	0.003
イプロベンホス (IBP)	環境庁通知 環水規第 121 号	0.0008
クロルニトロフェン (CNP)	環境省通知 環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号 環境省通知 環水企発第 040331003 号環水土発第 040331005 号	0.0005
トルエン	- 環境省通知 環水正光第 040331003 号環水工光第 040331003 号 - 環境省通知 環水大水発第 1303272 号	0.06
キシレン	探視有題和 埃尔人尔光射 1505272 万	0.04
フタル酸ジエチルヘキシル		0.006
ニッケル		0.001
モリブデン		0.007
アンチモン		0.002
塩化ビニルモノマー		0.0002
エピクロロヒドリン		0.0001
全マンガン		0. 02
ウラン		0.0002
フェノール		0.001
ホルムアルデヒド		0.003
4-t-オクチルフェノール		0.00004
アニリン		0. 002
2, 4-ジクロロフェノール		0.0003

4 特殊項目

項目	分 析 方 法	報告下限値 (mg/L)
銅	告示 64 号 第 35 号に掲げる方法	0.01
亜鉛	告示 64 号 第 36 号に掲げる方法	0.01
鉄(溶解性)	告示 64 号 第 37 号に掲げる方法	0.1

5 その他の項目

0 での心の疾亡		
項目	分 析 方 法	報告下限値 (mg/L)
塩化物イオン	JIS K 0102 35.1 又は35.3	0. 5
アンモニア態窒素	JIS K 0102 42.1 及び 42.2、42.5 又は 42.1 及び 42.6	0.01
亜硝酸態窒素	JIS K 0102 43.1.1、43.1.2 又は 43.1.3	0.05
硝酸態窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6	0.05
りん酸態りん	(河川)JIS K 0102 46.1.1、46.1.3 又は 46.1.4 (海域)JIS K 0102 46.1.4 又は 46.1.1	0.003
クロロフィルa	環境測定分析参考資料 3. 3. 19 Ⅱ 1 吸光光度法	_
透視度	JIS K 0102 9	_
電気伝導率	JIS K 0102 13	1ms/m

6 要測定指標·補足測定項目

項目	分 析 方 法	報告下限値 (mg/L)
大腸菌数	環水大水発第 1303251 号 別添 2 「要測定指標(大腸菌数)の測定について」	_
全有機炭素(TOC)	環水大水発第 1303251 号 別添 3 「補足測定項目 (TOC) の測定について」	_

- 注 1) 告示 59 号: 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」
 - 2) 告示 64 号: 昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」
 - 3) 環境庁通知 環水規第 121 号: 平成 5 年 4 月 28 日付環水規第 121 号環境庁水質保全局長 通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定 方法について」
 - 4) 環境省通知 環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号:平成 15 年 11 月 5 日付 環水企発第 031105001 号 環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
 - 5)環境省通知 環水企発第 040331003 号環水土発第 040331005 号:平成 16 年 3 月 31 日付 環水企発第 040331003 号 環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
 - 6) 環境省通知 環水大水発第 1303272 号: 平成 25 年 3 月 27 日付環水大水発第 1303272 号環 境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行 等について」
 - 7) JIS K0102:日本産業規格 K0102 工場排水試験法
 - 8) 環境測定分析参考資料:環境庁企画調整局研究調整課(昭和53年3月)
 - 9) 環境省通知 環水大水発第 1303251 号: 平成 25 年 3 月 25 日付環水大水発第 1303251 号環 境省水・大気環境局水環境課長通知「要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施に ついて(協力依頼)」

公 共 用 水 域 水 質 測 定 計 画 一 覧 表

水質測定計画一覧表(河川) (1)河 川

	河 川 D数字は、年間にお	ける項目ごとの分析検体数を	示す。(_	上欄:生活環境項目、その			指標等に係るもの。 ⁻ 頻 度	下欄 : 健康工		見項目、特 舌環境項目		係るもの。)				健		康		I	項		目				要	監視項目	特殊項	頁目			その他項目	月			要測定指 標等	i e
水	(河川番号) 河 川 名	(地点統一番号) 地 点 名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	総測定日数	定回	測定月	p D B	C S	大腸 菌群 パルマルヘキサン抽出物質(油分等)	全全空	全 エルフェノー	L カ ド A	全 シ 鉛	六価クロ	総 7 7 水 /	P P C C	ト リ ク ロ ロ エ チ レ	四 塩 化 炭 ジ ク ロ ロ メ タ	1 1 , , 1 , 2 , , 1	1 , 1 , 2 - トリクロロエタ	1 シス 1 1 , 2	1 , 3 , ジクロロプロペ	シ 5 7 7 Y 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	チオンカゼ	と一直のである。	ふ ほ っ う	1 全 , 4 ' ジオキサ	E C P N N P	銅	鉄 (溶 解 性 形 リ ハ ロ メ タ ン 生 成)	塩化物イオ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	前 酸 態 態 り	クロロフィル	透視性大腸菌群	電 気 伝 導	大機炭素(TOC	備考
		(001-01) 基	AA	鳥取市	12		毎月(8・2)	H O D 12 12 12	D S 12 12	数 12	素 燐 1	鉛 2 2 2	S A 2	ン	ム素	銀銭	R B	ンン	素ン	ンン	ン	ンン	ンム	ン	ブンコ	/ 素	素素	ン目	みみ	鉛	能	ン 身 12	長 素	素ん	a	度 数	率 数	数 2 12	
		市 瀬 (001-02) 基 常	AA	国土交通省	12 - 2	19	8 · (2) 毎 月 (4 · 7 · 10 · 1) 7 · (1)	12 12 12	12	12		4	2	2 2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 2	2 2 2	2 4	2 2	1				12			1	12	2		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
千		(001-03) 基源 太橋	AA	鳥取河川国道事務所	12	12	毎 月 (4・10) 7・(1)	12 12 12	12	12	4 4	4	2	2 2	2 2			0 0	1 1	2 2	1	0 0				4		2			12	12 1	2			12 12			アルキル水銀は総水銀が検出さ れた場合に測定する
代		- (001-51) 毛 谷	AA	鳥取市	12	12 1	7·(1) 毎 月 8	12 12 12	12 12	12	1	2	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1		1	1 1	1	2			12			+	12	1		
Л	(河-1) エ45111	(001-52) 佐 貫 (001-53)	AA	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12 2	2	毎月 - (4・7・10・1) - 7・1 毎月	12 12 12 12 12 12	12	12	4 4	4									<u> </u>			<u> </u>								12	4		<u> </u>	12 12 4	2		アルキル水銀は総水銀が検出さ
水	千代川	用 瀬 (002-01) 基	AA	国土交通省	12	2	(4·7·10·1) 7·(1) 毎 月 (4·7·10·1),(7)	48 48 48	48	48		4	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1		1 12	1 1	1	<u> </u>	·	 	12 1	2	12	+	12	2		れた場合に測定する アルキル水銀は総水銀が検出さ
系		行 徳	A	鳥取河川国道事務所	2	2	7 · (1)					2	2 2	2 2	2 2	2	1	2 2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 2	2 2 2		2 2	2									2		れた場合に測定する 要監視項目全項目のうち、オキ シン銅、ウラン、エピクロロヒ ドリン、4-t-オクチルフェノー ル、アニリン、2,4-ジクロロ
		(002-02) 基	A	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12		毎 月 (4・7・10・1)	12 12 12	12	12	4 4	4														4					 	12 1	2		\pm	12	士		フェノールを除く アルキル水銀は総水銀が検出さ れた場合に測定する
		質 露 (201-01)	-	国土交通省	12 - 12 - 2	12	7·(1) 毎 月 (4·7·10·1) 7·(1)	12 12 12	12	12	12 12 4	4	2	2 2	2 2	2	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	12		2				12 1	2 12	12 12	4	12 4	12		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
千		浜 坂 (201-02) 弁 天 橋	-	7,000,000			4 · 7 · 10 · 1 10	4 4 4	4	4			1	2 2	1 1	2	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1		1	1 1	1				4			#	4	1		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
代		(201-03) 丸 山 橋 (201-05)	-	鳥取市		1	毎月 - (4:7:10:1) - 10 4:7:10:1	12 4 12 4 4 4	4	4	12 12	4	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1	1 1	1				12 -			 	4	1		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する アルキル水銀は総水銀が検出さ
ЛП	(河-2) 袋 川	若 桜 橋 (201-08)	=		12	19	10 毎月 (4・7・10・1)	19 19 19	12	12	12 12	4	1	1 1	1 1	1		1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1		1 12	1 1	1				12 1	2 12	12 12	1	12	1 12		れた場合に測定する
水		(201-09) 中郷橋	-	国土交通省	12	12	毎 月 (4・7・10・1)	12 12 12	12	12	12 12	4								ļ						12						12 1	2 12	12 12	4	12 4	12		
系		(201-10) 宮ノ下 (201-11)	-	鳥取河川国道事務所	12	10	毎 月 <u>(4・7・10・1)</u> 毎 月	10 10 10	10	12	12 12 1	2																				12 4	4			12 12 12 4		12	
		(201 11) 谷 (202-01)	-			- †	(4·7·10·1) 毎月		<u> </u>		12 12						+++			 												12							アルキル水銀は総水銀が検出さ
	(河-3) 狐川	堀 切 橋 城北橋	=			12	毎月	12 12			12 12			1 1						1 1		1 1			1		1 1	1				12							れた場合に測定する
	(河-4) 山白川 (河-5)	(203-01) 弥 生 橋 (204-01)	=		1 4	4	5 · 8 · 11 · 2 8 4 · 7 · 10 · 1	4 4 4 4 4 4	4	4		4	1	1 1	1 1	1		1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1		1	1 1	1				4			++	4	1		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する ※注 旧「立川大橋」 アルキル水銀は総水銀が検出さ
千	天神川 (河-6)	東 雲 橋 ※注 (205-01) 賀露南大橋	-		1 12 -	1 12	7 毎月	12 12 12		12	12 12 1	2	1	1 1 1 1	1 1	1		1 1 1 1	1 1	1 1	1	1 1 1 1	1		1 - 1 -	1	1 1 1 1	1				12 1	2 12	12 12	$\pm \pm$	12	1 12		れた場合に測定する アルキル水銀は総水銀が検出さ れた場合に測定する
代川	湖山川	(205-02) 湖山橋 (205-03) 金沢橋	-	鳥取市	1 12		6・9・12・3 6 毎月		12 12	12	12 12 1	2		1 1	1 1	1		1 1	1 1	1 1	1	1 1	<u></u>	- -		1	1 1	1	 		 -	12 1	2 12	12 12	+	12	1 12		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
水系	(河-7) 枝 川 (河-8)	金 沢 橋 (206-01) 松 原 橋 (236-01)	-		1	1	6 毎月 6 毎月				12 12 1 12 12 1		1	1 1	1 1	1		1 1	1 1		1	1 1			1	1	1 1	1			<u> </u>		12 12 12 12	12 12 12 12		12 12			
71.	福井川 (河-9) 三山口川	福 井 (237-01) 高 住	-		12	12	毎月	12 12 12	12 12	12	12 12 1	2		- 1 1																			2 12			12	12		
	(河-10) 野坂川	(207-01) 安長橋 (208-01)	-	国土交通省	- 4 1 12	1	毎月	4 4 4 12 12 12	12 12	12	12 12 1	2	1	1 1	1 1	1		1 1	1 1	1 1	1	1 1	1			1	1 1	1			 -	12	4			12 12		12	アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する アルキル水銀は総水銀が検出さ
	(河-11) 新袋川	美 保 橋 (208-02)		鳥取河川国道事務所	2	2	$ \begin{array}{c} $	4 4 4	<u> </u>			4	2]]	2 2			2 2		2 2	2	2 2	2 2	2 2	2 2 2		2 2	2	<u> </u>		 	4		 			2		れた場合に測定する
		面 影 橋		/四·拉/11	1	1	7		<u> </u>	-1			1	1 1	1 1	1		1 1	1 1	1 1	1	1 1	1	<u> </u>	1	1	1 1	1					ٔ اِلْتُ	تَلَل	للـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	لتلك	1		れた場合に測定する

項目欄)数字は、年間には	おける項目ごとの分析検体数を	示す。(上欄:生活環境項目、その	T			「欄 : 健康」				に係るも	の。)					Įb.					yer						I	and Mil- Art - or	п ат	d. vote to			7 ~ ''	65 F			要測定排	日
					ì	測 定	頻度	n D R	CIS	生活環境項	全 仝	全	<i>)</i>] I	カーイ	<u> </u>	六Ⅰ砕	総	健 ア I P I	\ =	- 原	ブ 1 1	1111	項 1	シ 1 1 4	チーシー	チーベ	セ 硝	& 10	E 1	要監視項	目 特殊	株項目 亜 鉄	ト 悔	7 #	その他 ¹ i 硝	リ カ	· 诱 3	らって	標等	
水	(河川番号)	(地点統一番号)	環境基	実施機関名	総	総		p D D		ノルマルヘキサ	X X		ラ L ニ ル	ド	- I	価	ma .	ルルキ		塩	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 1 1 , , , 1 2	, 1 ジ	ス 3 3 , 2 ジ	ウマ	オペン	酸性窒素及	23- (6	, 4	P 1	Ň	- ※	リハロ、物	ンでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	i w	かん酸	A CO	り、気を	7 有機炭	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
系	河 川 名	地 点 名 基:環境基準点	準類型	大/池/双南-石	測定日数	測定回数	測定月	0	О	菌 群	窒	亜	ェ A	ミプウ	鉛	<i>р</i>	水	C ル 水		化炭炭	コ ク ロ ロ エ	トリクロロロ	クロロエチ	ジクロロエ	ラージ	ン カ ゼ	レび亜硝酸性	2 3	ジオキ	項 N I	P 銅	解性	クタン生	ア態態	態	想という。	視見	大 伝 湯 導	菌工	ve -+>
								H O D	D S	第 数	素 燐	鉛	N S	ムン	/	ム素	銀り	銀 B	レ ン ン	素	タ ノ ン	エ <i>エ</i> タ ク ン	レン	チレペンン	ムン	ブン	室と	素素	サンシ	目みみ	۶ <u>(</u>	鉛	成 能 ン	室 素 素	素	л Л Л	度数	詳 数 率	C 数	
	(河-12) 有富川	(209-01) 津 浪 橋	-		<u>4</u>	- <u>4</u> -	6 · 9 · 12 · 3 9	4 4 4	4	4		<u>-4</u>		1 1	1	1 1	1		1 1	1	1	1 1	1	1 1		1	 1	1 1	1				4_	25 25			4	1		■ アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
T	(河-13) 大路川 (河-14)	(210-02) 西大路橋 (211-01)	-		<u>4</u> 1	1 4	5 · 8 · 11 · 2 8 6 · 9 · 12 · 3 9	4 4 4 4 4 4	4	4 4		4		1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1				4	 			4	1		_ アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する _ アルキル水銀は総水銀が検出さ
	砂見川	長谷橋 (212-01)		6 mh	1 4			4 4 4	4	4	 	4		1 1	1	1 1	1		1 1	1	. 1	1 1	1	1 1		1	1	1 1	1				4				4	1		れた場合に測定する - アルキル水銀は総水銀が検出さ
代	(河-15)	片 山 〔私都川合流後〕	_	鳥取市	1	1	8	10 10 10	10 10	10				1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	. 1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1				- 10				10	1		れた場合に測定する
Л	八東川	(212-02) 万 代 寺	-		12 -	1	年 - 月	12 12 12	12 12	12	 -	12		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1		<u>- </u>		12	 -	<u></u>		12	1		-
	(3af 10)	(212-03) 岸 野	-		12 -			12 12 12	12 12	12	 	12		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1		 -	1-+	<u>- </u>		 -	<u></u>		12	1		1
水	(河-16) 私都川 (河-17)	(213-01) 下門尾 (238-01)	-		12 1	1	毎月 3	1 1 1 1	12 12	12	 - -	12	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1		-		12	 -			12	1	 _11	-
糸	大江川	船岡橋下流 [極楽橋]	_	八頭町	1	1	0	1 1 1		1			1																	\perp									1 1	
	(河-18) 見槻川 (河-19)	(239-01) 天満橋上流 (214-01)	-				5 . 8 . 11 . 2	1 1 1		1	 -	·	1	-			 -			+		 	1					 -	-+		- -	-		 -			4	-+	<u></u>	アルキル水銀は総水銀が検出さ
	佐治川	小 原	-	鳥取市	4	+ -	8	4 4 4	+	1-1-		4		1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1				4-				-4	1		れた場合に測定する
		(003-01) 基 穴 鴨 〔加谷川合流後〕	AA	鳥取県	12		毎 月 <u>(8・2)</u> 8・ (2)	12 12 12	12 12	12		12	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2		2 2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	1				12				12	2	12 12	-
		(003-02) 基			12	12	毎 月 (8・2) (5・7・8・9)	12 12 12	12	12		12	2 2																				12	12			12 4	1	12 12	アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する _ ふん便性大腸菌群数は、5,7,8,9
		大 原	AA	国土交通省 倉吉河川国道事務所	2	2	8 · (2) (5 · 8 · 11 · 2)							2 2	2	2 2	2	2 1	1 1	1	. 1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 4	1 1	1									1		月 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 は、5.8.11,2月
	(河-20)	(003-51) 今 泉	AA		4	44	5 • 8 • 11 • 2	4 4 4	4	4		_4																									4			-
天	天神川	(004-01) 基		国土交通省	14	18	毎月 (8・2) (5・7・8・9・11・2)	18 18 18	18	18		12	2 2								_ _											_					18 6	3	18	18回(毎月調査に加え、5月,11 月は24時間調査(6時間間隔)を 毎月調査の日に合わせて実施) - アルキル水銀は総水銀が検出さ
神川		小 田	A	倉吉河川国道事務所	4	4	(5 · 8 · 11 · 2)							4 4	4	4 4	4	4 1	1 1	1	. 1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 4	1 1	1							1				れた場合に測定する ふん便性大腸菌群数は、 5.7.8.9.11.2月
711				鳥取県	1		10	-				- -											1					<u> </u>		1										-
水		(004-02) 基 田 後	A	国土交通省 倉吉河川国道事務所	12 2	12 2	毎 月 	12 12 12				-12	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 4	1 1	1								12			アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
系	(河-21) 国府川	(215-01) 福 光	-	国土交通省 倉吉河川国道事務所	4	4		4 4 4	4																												4			-
		(216-01) 巌 城	-				5 • 8 • 11 • 2													+																	4	_		-
	(河-22) 小鴨川	(216-02) 河 原 町 (216-03)	-	国土交通省 倉吉河川国道事務所	44		5 · 8 · 11 · 2 5 · 8 · 11 · 2				1			<u> </u>						 		 	1					<u> </u>	-					 			4			1
	/J (edfr ()	関金町 (216-04)		鳥取県				12 12 12] 	12								+		[12				19	-	-	
	(河-23)	今 西 (232-01)	H	烏取県	12 1 - 4 1	1		4 4 4] 	4		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1				4] -			4	1	4]
	鴨川	福守町 (217-01)		ui er	1 12	1	5	12 12 12				12		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1		1-1		12	- -			12			
		巖 城 〔新玉川橋〕	_		2	2	6 · (10)	19 10 10	10 10	10		10		2 2	2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2	2 2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	1	$\perp \downarrow \perp$	$\bot \downarrow$	$\perp \downarrow \downarrow$	10				10	2		<u> </u>
-	(河-24)	(217-02) 宮川町 [217-03]	-	白际旧	- 12 2	2	<u> </u>	12 12 12			 -	12		2 2	2	2 2	2 2			2 2	2	2 2	2	2 2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	-+				12	 -				2		1
天	玉川	西 仲 町 (217-04)	-	鳥取県			<u>年</u> 月 6・10 毎 月				 -	12		2 2	2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 - 2 -	2 2	2	2 2 2	2 - 2 -	2 2	2 2	2 2	-+1		++	-	12	 -	++		12	2		1
神		余戸谷町 (217-05)	-	-	- 12 - 2 12		毎 月 6・10 毎 月				1	12		2 2	2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2	2 2	2	2 2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	+		+-+	-	12	 -	++-		12	2		-
	(河-25)	八 幡 町 (235-01)	-		2	2	6 · 10 5 · 8 · 11 · 2					4		2 2	2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 2	2 2	2	2 2 2	2 2	2 2	2 2	2 2			- -		4				4	2	4	<u> </u>
Щ	絵下谷川	東巌城町 (233-01)	_	1	1 - 4 1			4 4 4				4		1 1		1 1	1	1 1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	 	+	_	4		+		4	+	4	<u> </u>
	(河-26)	(233-02)	-	倉吉市	1 4		5 5 • 8 • 11 • 2				 	4		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1		-		4	 			4	+	4	_
水	鉢屋川	福 吉 町 (233-03)	-	1	1 4 1	1	5 • 8 • 11 • 2				 	4		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1		-		4	 			4		4	
系	/	河 原 町 (218-01) 大 瀬	-			1	5 毎 月 8・(2)					12		1 1	1	1 1	1 .	1 1	1 1	1 .	1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1		-		12				12	9		-
71.	(河-27) 三徳川	(218-02) 片 柴 「小鹿川合流後」	-	鳥取県	12	12	<u> </u>	12 12 12	12 12	12	 -	12		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1						 -				1		-
	(河-28) 加茂川	(219-01)	-	1	- 12 -	12	毎 月 8	12 12 12	12 12	12		12					ļ, . ļ,		-,,-				1				-,				-11-		12	1	- -		12			-

項目欄の	数字は、年間にお	ける項目ごとの分析検体数を	示す。(_	上欄:生活環境項目、その	T			下欄 : 健康項			:項目に係	るもの。)	1				A 由		ds.		12			Ħ			III' IS	た畑で日	 株产百	=		るの何で	百日		要測定	指
					· ·	測 定	頻度	p D B	生活 C S ラ	環境項目	全全	7 1	L カ :	全	六 砒	総り	健 P P	トテ	原四 ジ	1 1	1 1	シ 1 ス	チシ	手 べ	セー硝酸	ふほ	1 全	É視項目 E C	特殊項	鉄ト切	直 ア 耳	その他項 間 り	り ク	透ふ電	標等	<u> </u>
4-			環境						A	ルマルヘ		=	K		価	/1	ı	リトラクラ	ク 塩	2 1	1 1			オ	性窒		, 4	P N		~ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	として	当 酸	ν ^Π	ん便気	· 村	<u></u>
75	(河川番号)	(地点統一番号)	基	実施機関名	総測	総測				キサン		フ		シ		3	F	クロロ	П	1 ジ '	2 1 5	ジ 2 ジ フ カ	ウマ	ベン	素及		1			溶料	勿二盾	变 酉	睃	性	腸。	表 備考
系	河川名	地 点 名	準類		測定日数	定回数	測定月	0	О	抽窒	亜	x 1		鉛	9	水川川	C	п п	化口	クリクク	リリクー	ジュクロ		ン	レ び 亜	つう	ジ項	N P	銅	解ター	アル	態態	フ態	視大伝		
		基:環境基準点	型						君	質油		1	ウ	ア	п	-		チチチ	炭	ппп			ラ ジ	カゼ	硝酸		+	の の		火生生	態	窒	1	菌導	菌(
								нор	D S *	分等 素	燐 鉛	コールーの	5 4	ν I	ム素	銀銀	R B		タ 素 ン	エタンン	エタンン	チレンン	ムン	ルブン	性窒素	素素	サン目	みみ	鉛	成。	室	表表	ンル い a	群	数 (; -
		(005-01) 基 生 山	AA	鳥取県		12 -	毎月 (8・2) 8・(2)	12 12 12	12 12 12	2	12	2 :	2 2 :	2 2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	- <u>-</u>	2 2	2 2	2 2	1			1:	2			12	12 12	3
日		(005-02) 基	AA		12	12	毎月 (5・8・11・2) (6・7・8・9) 8・(2)	12 12 12	12 12 12	:	4																							12 4		アルキル水銀は総水銀が検出さ れた場合に測定する
野		(005-03) 基	AA	国土交通省 日野川河川事務所	12	12	毎 月 (5・8・11・2)		12 12 12	2	4		2	2 2	2 2	2 2	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 2	1 2	1			1 1:	2 4			19 19	12	アルキル水銀は総水銀が検出さ 4 れた場合に測定する
		(005-51)	AA		12		(6·7·8·9) 8·(2) 毎 月	12 12 12		- -	12		2	2 2	2 4	2 2	1	1 1	1 1	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 2	1 2	1			12	2			12		トリハロメタン生成能は8月に実施
ЛЦ	(河-29) 日野川	矢 戸 (005-52) 下 榎	AA	鳥取県	1 12 1	1 12 1		12 12 12	12 12 12		12		1	1 1 1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1			1	2			12 1		
	H 27/11	(005-53) 武 庫	AA		12 -	12 -	——毎 <u>月</u> 8 毎 月	12 12 12	12 12 12		12		1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1				2			121		
水		(006-01) 基	A	国土交通省 日野川河川事務所	12	48	(8 · 2) (5 · 8 · 11 · 2) 8 · (2)	48 48 48	12 48 48	· -	4	2 :	2 2	2 2	2 2	2 2	1	1 1	<u>1</u> 1	2 1	<u>1</u> 1	<u>1</u> 1	<u>1</u> 1	<u>1</u> 1	1 2	2 2	1	<u> </u>		4 1	2 12	<u>-</u>		48 12	12	アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
		車尾		鳥取県	1	1	10 毎 月																				1									
系		(006-02) 基 皆 生	A	国土交通省 日野川河川事務所	12 2	12	$\begin{array}{c} (5 \cdot 8 \cdot 11 \cdot 2) \\ (6 \cdot 7 \cdot 8 \cdot 9) \\ \hline 8 \cdot (2) \\ (5 \cdot 8 \cdot 11 \cdot 2) \end{array}$	12 12 12	12 12 12	: -	4		2	2 4	2 4	2 2	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 2		1				2			12 4 12		アルキル水銀は総水銀が検出さ れた場合に測定する
日		(220-01)	-		12	12	毎 月 - (5・8・11・2) - (5・8・11・2)	12 12 12	12 12 12	:	4		- -											11										12		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
野	(河-30)	福 市 (220-02)		国土交通省 日野川河川事務所	12	12	(5・8・11・2) 毎 月 (5・8・11・2)	12 12 12	12 12 12	2	4		2	2 4	2 2	2 2	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 2	2 2								12 4		アルキル水銀は総水銀が検出さ
	法勝寺川	法 勝 寺	_		2	2	(6 · 7 · 8 · 9) 8 · (2) (5 · 8 · 11 · 2)						2	2 4	2 2	2 2	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 2	2 2										れた場合に測定する
JII		(220-52) 大 袋	-	米子市	4	4	5 · 8 · 11 · 2,	4 4 4	4 4 4	-	1																							4		<u></u>
水	(河-31) 小松谷川	(234-01) 青 木	-				5 · 8 · 11 · 2,		4 4 4		1																							4	<u> </u>	
系	(河-32) 別所川 (河-33) 板井原川	(240-01) 小 林 橋 (221-01)	-	伯耆町 	12		5·7·9·11·1·3 毎 月	12 12 12		2	12	- <u> </u> -	-				-			<u> </u>										12	2			12	<u> </u>	-
	板井原川	高 尾 (222-01)	-	河极不	2 - <u>12</u> -	2	8 · (2)	12 12 12			12		1 2	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 2	2 1	1			1	2			12 2		
-15	(河 - 34)	(222-02) 天 神 橋 (222-03)	-		12	12 2	毎月 6・10			12	12 12		2	2 2	2 2					2 2		2 2	2 2	2 2	2 2	2 2				12	2	10 10		12 2		
斐 伊	旧加茂川	旭 (222-04)	-	鳥取県	12 12		毎月	12 12 12 12 12 12		12	12 12		2	2 2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2				12	2			12 2		
JII		(222-05) 加茂川橋	-		- <u>12</u> -	12 2	6 · 10 毎 月 6 · (10)	12 12 12	12 12 12		12		2	2 2	2 2	2 2		2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	1			1	2			12 2		
水系	(河-35)	(223-01) 猿 土 手 橋 ※	-	米子市	4	4	5 · 8 · 11 · 2, (8) 8				1.		1	1 1	1 1	1								.						4	: 			4		※旧「美吉橋」
	加茂川 (河-36)	(223-02) 末 広 橋 (241-01)	-	鳥取県	12	12	<u> </u>		12 12	12	12 2						+												-	2	2 12 1:	2 12 12	2	2	1	-
	大正川	大正町 (224-01) 本庄	-		<u>4</u>	2 2 4	5 • 8 • 11 • 2	4 4 4	4 4 4	-11 -11	4			;			-11	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2		2	-,			 		4			- 1 1	4	. .	
		(224-02) 思志	-		4 1	4 1	5 5 · 8 · 11 · 2				4		1	1 1 1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1			4				4 1	 -	
蒲		(224-03) 太 田 (224-04)	-		<u>4</u> 2	1 2	5 6 • 12	4 4 4 2		-	4		1	1 1	1 1	1 1	-	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1								4 1		
生	(河-37)	岩美川下流 〔県営ダム〕 (224-05)	-		2	2 2	6 · 12	2					2	2	2														2 2	2						
川水	蒲生川	荒金川上流 〔岩美川合流前〕 (224-06)	-	鳥取市	2	2	6 · 12	2					2	2	2						-1								2 2	2			- -			
系		荒金川中流 (224-07) 小 田 川	_			2		2		-			2	2	2		-11-												2 2	2			- 1 1			- <u>1</u>
		(224-08) 小田川			2			2					2	2	2									+					2 2	2						_
		〔稲木場イセキ〕 (224-11)	_		2 2 2	2	6 · 12	2					2	2	2														2 2	2						
		岩常川下流			2	2	6 · 12						2	2	2	1 I				1 1	- 1	1 1 1	1						2 2	2	1 1	1 1			1 1	

項目相	の数字は、年間に	こおける項目ごとの分析検体数を示	示す。(上欄:	: 生活環境項目、その	他項目、翌	要測定指	≦標等に係るもの。 〕	下欄 :	健康項目	、要監視	現目、特	寺殊項目	に係るも	もの。)																														
					測.	定	頻 度			生活	舌環境項	目							健			康			項		目					要監視項	頁目 特	殊項目			その)他項目				要測定指 標等		
水	(河川番号) 河 川 名	(地点統一番号) 地 点 名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	総測定日数	総測定回数	測 定 月	р Г	O	C S O	大 腸 菌 群 数	全金金銮	全 亜	ノニルフェノール S	カドミウム	全シーの	六 価 ク ロ ム	比 総 水 水	ア P ル キ C 水 銀	P トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン		1 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1	1, 1, 2, b, y, p,	1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン シスー 1 , 2 - ジクロロエチレン		チ シ ラ マ シ	チ オ ベ ン カ ル ブ	せの一種を対象を表して、単一種を対象を表して、単一種を対象を表して、単一種を対象を表して、		ほ 1 , 4 , 5 オキサン	全 P N の み	C N P 銅	無鉄(溶解性)	トリハロメタン生成能	アンモニア態窒素	亜 硝 酸 態 窒 素	りん酸態 りん	クロロフィル a	ふん便性大腸菌群数	電気伝導率	全有機炭素(TOC)	備考	
塩		(225-01) 細 川	-		4	4	4 · 7 · 10 · 1	4 4	4	4	4		4								1 1				-,,-			1	1 1		·				4			-1	4				アルキル水銀は総水れた場合に測定する	
見川	(河-38)	(225-02)	-	鳥取市		4	4 · 7 · 10 · 1	4 4	4	4	4		- -			,,	-,,				-,,				-,,-			-,,	-,,						4				4				アルキル水銀は総水れた場合に測定する	く銀が検出さ
水系	塩見川	(225-03)	-		4	4	4 · 7 · 10 · 1	4 4	4	4	4		4	_	1	1 1					1 1	1	1 1	1			1	1 1			1 1				4	-			4				アルキル水銀は総水	く銀が検出さ
र्गम (箭 漢 (226-01)	_		1 4	1	7 5 · 8 · 11 · 2	4 4	4	4	4		4		1	1 1	1 1	1		1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1			 	4	_			4		+		れた場合に測定するアルキル水銀は総水	く銀が検出さ
内	(河-39)	宝 木 (226-02)	_	鳥取市	1	1	5 5 · 8 · 11 · 2	4 4	4	4	4			<u></u>	1	1 1	1 1	1	1	. 1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	 			4			++	4	$\pm \pm \pm$	1		れた場合に測定する アルキル水銀は総水	く銀が検出さ
水云	河内川	(226-03)		局取川	1 4	1	5 5 · 8 · 11 · 2	4 4		4	4		4		1	1 1	1 1	1		1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1				4			+	4	+	1		れた場合に測定する アルキル水銀は総水	
赤		来 日 (227-01)	-		1	1	5 4 • 7 • 10 • 1	4 4	4	1	4		1-1		1	1 1	1 1	1		1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1				11-		#	44			1		れた場合に測定する アルキル水銀は総水	5
勝		青 谷			1	1	7	4 4	1-1-		3				1	1 1	1 1	1	1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1				11-	- -					1		れた場合に測定する	ò
部	(河-40)	(227-04) 落合橋	-		4	1	4 · 7 · 10 · 1	4 4	-4		4		-4		1	1 1	 1 1	1		₁	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	₁ -	1 1				4				4		1		アルキル水銀は総水 れた場合に測定する	
Л	勝部川	(227-08)		鳥取市	4	4	4 · 7 · 10 · 1	4 4	4	4	4		4																						4				4		ı		※H23年度から日置川 及び中町橋を勝部川	
水			-						- -				- -		11-											- -									h			-		·			・前田橋及び日置川中 ※アルキル水銀は総	『町橋に変更
系		日置川下前田橋 ※			1	1	7								1	1 1	1 1	. 1		1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1							$\perp \downarrow \downarrow$		$\perp \! \! \perp \! \! \perp$	1		された場合に測定す	
由自	(河-42)	(228-01) 瀬 戸	-		- 4 1	1	5 · 8 · 11 · 2 5	4 4	4	1 - 4 - 4	4		4		1	1 1	1 1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1-	1 1				4		<u> </u>	<u></u>	4	·- <u>-</u>	1			
川水	由良川	(228-02) 穴 沢	=	鳥取県	$-\frac{4}{1}$	- <u>4</u>	5 · 8 · 11 · 2 5	4 4		44	4		- 4		1	1 1	<u>-</u>	1	1		1 1	1	1 1	1	1 1	<u>-</u> - <u>-</u> 1	1	1 1	1 1	1	1						· <u> </u>		4		1			
系	ЩЖЛ	(228-03) 東 亀 谷	-		4	- <u>4</u>	5 · 8 · 11 · 2 5	4 4		44	4		-4		1	1 1	₁	-	1		1 1	1	1 1	 1	1 1			1 1	1 1	<u>-</u> -	1				4				4		1			
加熱		(229-01)	-		4	4	5 · 8 · 11 · 2	4 4	-4	1 - 4 - 1	4		4			1 1					1 1							1 1 1	-11		1 1				4				4					
蛇川	(河-43)	(229-02) 人 反 田	-	鳥取県	- 4	4	5 • 8 • 11 • 2	4 4	4 4	4 4 .	4		4				-,,																		4			-1	4		(3-4-			
水系	加勢蛇川	(229-03) 三本杉	-		4	4	5 • 8 • 11 • 2	4 4	4_4	1 4	4		4			,,	-,,				-,,				-,,-				-,,						4				4					
[5可]		(230-01)			44	4	5 • 8 • 11 • 2	4 4	4 4	1 4	4		4		1	1 1	1 1		1		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1		1				4				4					
弥陀	(河-44)	<u></u> (230-02)	_	鳥取県	$\frac{1}{-\frac{4}{1}}$	1 4	5 5 · 8 · 11 · 2	4 4	4 4	4 4	4		4		1	1 1	1 1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	 			4			$\pm \pm$	4	$\pm \pm$	1		 	
水	阿弥陀川	坊 (230-03)		My 40.7N		1 4	5 5 · 8 · 11 · 2	4 4	4	1 4	4		4		1	1 1	1 1	. 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1				4	+ +	+	++	4		1	-	※注	
系		前 ※注 (231-01)			1	1	5				4		4		1	1 1	1 1	1	1	1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1				4	77		111	4		1		旧「原」	
佐陀	(河-45)	佐 陀 (231-02)	_				5 · 8 · 11 · 2 5 5 · 8 · 11 · 2						4		1			1			1 1			1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1				1	-		44			1		 	
川水系	佐陀川	吉 長 (231-03)		鳥取県		1	5 . 8 . 11 . 2	4 4	1	1 4	1		1																															
系		福 万	-		1	1	5 • 8 • 11 • 2								1											1 1	1	1 1	1 1	1	1	<u> </u>												
	(河-46) 埴見川	(243-01) 前 田 橋	-				毎月																	-								<u> </u>												
	(河-47) 羽衣石川	(244-01) 羽衣石橋	<u> </u>		12	12	毎月	12 12		2 12		12 12	┟╌Ӻ		<u> </u>		<u></u> -	· <u>-</u> Ŧ			<u>├</u> ु∓-		<u> </u>			<u></u>			<u></u>	<u>+</u>					12	2 12	12 12	12			12			
	(河-48) 東郷川	(245-01) 東郷橋	-	to 100 100	12	12	毎月	12 12	1	2 12		12 12																							12	12 12	12 12	12			12			
橋津川オ	系 (河-49) 舎人川	(246-01) 舎 人 橋	-	鳥取県			毎月								1	_					-						-														12			
	(河-50)	(247-01)	-		12	12	毎 月	12 12	1	2 12		12 12	11		11-																										12			
	橋津川 (河-51)	南谷大橋 (248-01)	_		12	12	毎月	12 12	1	2 12		12 12																				<u> </u>		 -										
	羽合用水	導 入 部											1 1	1	1 1	1	1 1				1 1																	\perp	L	\perp				ļ

水質測定計画一覧表(湖沼) (2)湖 沼 項目欄の教室は、年間におけてで見る(10.00)

		ける項目ごとの分析検体数を の場合であっても、1地点1層			水部位は	は備考欄	に記載した。	湖山池		露港の	直物プ	ランクト					ぶ協同	で実施									- mr e	55-7日 【 /	生型電	_					- 田田	÷
					測	定	頻	度	ווחות	2 Cla	生活環	境項目		丁辰	力人	健	11至21-	7 10 1	康	32 1	1 1 1	項	1 41	141.	S to Tile	目 と ほ ・	項	監視 〔目 E C	特殊項 目 一面 &	£],]+/=	ア 亜	の他項	国法一		要測》 指標等	
水	(湖沼番号) 湖 沼 名	(地点統一番号) 地 点 名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	総測定日数	総測定回数	測定	月	н О І		ア 腸 菌 群 数 番 番	アンマンハラナン由ゴカ質(由分等)素室 窒 紫	エ エ ア エ ノ ー ル	L L A A S S	ガード ミーウーム	M	水水。绿银	ア ル キ ル 水 銀 P C B B C B	ブトラクロロエチレン四 塩 化 炭 素	ン ク ロ ロ メ タ ン1 , 2 - ジクロロエタン	1,1,1,2,トリクロロエタン	1 ,1‐ ジ ク ロ ロ エ チ レ ンンス‐1,2‐ ジクロロエチレン	1 , 3 ‐ ジクロロプロペンナ ウ ラ ムン	/	亜	か う 素 素	1 1	P N	里 同 铅	ドリハロメタン生成能温 化 物 イ オーン	アンモニア態窒素	んの日酸	透 明 明 席	で で で で で で が で で が で で が で で が で で が で で が に で で が に で で が に の の の の の の の の の の の の の		· 有
		(501-01) 基 No.1布勢地先	A III	鳥取市	12	12 1	毎 7	月	12 12	12 1	2 12	12 12	12		1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	. 1 1	1 1	1			12	12 12	12 12 12	12	1		上下2層 健康項目、透明度は上層のみ アルキル水銀は総水銀が検出 された場合に測定する
		(501-02) 基 No.2堀越地先	A III	鳥取市	12	12 1	毎		12 12	12 1	2 12	12 12	12		1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	. 1 1	1 1	1			12	12 12	12 12 12	2 12	1		上下2層 健康項目、透明度は上層の3 アルキル水銀は総水銀が検出 された場合に測定する
	(湖-1) 湖 山 池	(501-03) 基	A III	鳥取市	12	12	毎 (7・11	月)	12 12	12 1	2 12	12 12	2 12	 	-		-					-+								12	12 12	12 12 12	2 12	12	12 1	上下2層 健康・要監視項目、透明度、 2 植物プランクトンは上層のみ ※要監視項目:10月 要監視項目のうち、オキシン 銅、エピクロロヒドリン以外
		№.3中央部			1	1	7 · (10	0)							1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	. 1 1	1 1	1 1							1		調、エピクロロピトリン以外を実施。 アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
_		(501-04) 基 No.4松原地先	A III	鳥取市	12	12 1	毎 7		12 12	12 1	2 12	12 12	12		1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 1	1			12	12 12	12 12 12	12	1		上下2層 健康項目、透明度は上層の アルキル水銀は総水銀が検出 された場合に測定する
	(海-2) 日本海沿岸	(603-80) 賀露港	-	鳥取市	12	12	毎月		12 12	12 1	2 12	12 12	12																	12	12 12	12 12 12	12	12		上下2層 - 健康項目、透明度は上層のみ 湖山池関連地点として測定
		(502-01) 基	A		12	12	毎		12 12	12 1	2 12	12 12	12																	12	12 12	12 12	12	12	1	2
		No.1下浅津地先 (502-02) 基			12	12	毎		12 12	12 1	2 12	12 12	2 12		1 1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	. 1 1	2 2				12	12 12	12 12 12	2 12	12 12	12 1	
	(湖-2)	No.2中央部	A	鳥取県	2	2	7· (10) ·				1-1-	1-1-	2	2	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	2 2	1 1		1-1-	1-1-				1-1-1-1-1-1-1-1	† † † †	フェノール、LAS、植物プラクトン 透明度け上層のみ
	東郷池	(502-03) 基	A	局以乐	12	12			12 12	12 1	2 12	12 12	12				- -													12	12 12	12 12	12	12	1	2 ※要監視項目:10月 ※衛生環境研究所測定項目: 生活環境項目(大腸菌群数)
		No.3野花地先 (502-04) 基			12	12	毎		19 19	19.1	2 12	19 19	19		1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	. 1 1	2 2	1			19	19 19	19 19	19	12		く)、その他項目、TOC
		No.4松崎地先	A		2	2	7· (1								1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	2 2	1								- -	-
		(401-01)			4	4	5・8・11 (毎月)	4 4	4 4	1 4	4 4					$\dagger \dagger$	$\dagger \dagger$	$\dagger \dagger$									$\dagger \dagger$		4	4 4	4 4 4	4	12		上中下3層、全窒素、全リン 健康項目、植物プランクトン
		No.1西部	_		1	1	8								1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 1	1							1		- は上層のみ アルキル水銀は総水銀が検出 された場合に測定する
-	(湖-3) 多鯰ヶ池	(401-02)	-	鳥取市	4	4	5 • 8 • 1		4 4	4	4 4	4 4	4	- -				- 			\prod	-	- 	. [. [.	- - -		\prod	1.	ΙΤ.	4	4 4	4 4 4	4		<u> </u>	- 上下2層、全窒素、全リン、
	多‰ケ化	No.2東南部			1	1	8	1.0	4 4	4		A A	\vdash	$\ \cdot\ $	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 1	1	+	+		1 1	4 4 4	1	1		康項目は上層のみ 大腸菌数(要測定指標)は」 層のみ
		(401-03) No.3北部	-		1	1	5 • 8 • 11		4 4	4 4	4	4 4		├ ╶┤╌ ╂	1 1		1 1	1 - 1		1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1		1				4 4	4 4 4	4		4	アルキル水銀は総水銀が検出 っされた場合に測定する

		ナる項目ごとの分析検体数を の場合であっても、1地点1層														が協同	可で実施	包する。																							ot'	
					測	定	頻 度			生活環境	項目				健			康			ij	Ę			目		要監視		件項 目		そ	の他は	項目							要測指標	票等	
水系	(湖沼番号) 湖 沼 名	(地点統一番号) 地 点 名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	総測定日数	総測定回数	測 定 月	р D I	B C :	ノルマルヘキサン	全全金金	ノニルフェノール	L E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	カード ミーウーム	六 価 ク ロ ム	砒 総 水 素 銀	ア ル キ ル 水 銀 B	トリクロロエチレンテトラクロロエチレン	四 塩 化 炭 素 ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 , 2 · ジ ク ロ ロ エ タ ン 1 , 1 , 1 · トリクロロエタン	1 1 , 1 , 2 - トリクココエタンシス・1 , 2 - シクロロエチレン		シ マ ジ ン	ベ ン ゼ ン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	, 4	全 P N の み	N P 銅	(溶 解 性)	トリハロメタン生成能は、化、物、イーオーン	アンモニア態窒素	硝 酸 態 窒 素	ク ロ ロ フ イ ル a 度	ふん 便性 大 腸 菌 群 数 電 タ 佐 導 図	電気 云 尊 軽値物 プランクトン	С	客 存 態 り ん	りんを酸	透 見 度 濁	大 腸 菌 数	全有機炭素(TOC)	備考
		(503-01) 基	A	国土交通省	12	12	毎月 (6・9・12・3) (6,8)	12 12	12 1		12 12 4	1																		12	12 12	12	12 12	2 2		12 1	2 12		2 12			欄外参照 ふん便性大腸菌群数の測定月
		No.1境水道中央部	Ш	出雲河川事務所	2	2	6·12						:	2 2	2 2	2 2	1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1		1															i	おん使性人勝困群級の側定方 は6月、8月。
		(503-03) 基	A	鳥取県	12	12	毎 月	12 12	12 1	2 12	12 12 4	1																		12	12 12	12 12	12 12			12 1	2 12			12	14	上下2層(健康項目、ノニル フェノール、LAS要監視、電気 云導度、透明度は上層のみ。
		No.2葭津地先	Ш	MAKAN	2	2	7· (11)					2	2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 2	2 1	1							6	2]	p H、DO、COD, 塩化物イオン、 容存態CODは上中下3層)
		(503-04) 基 No.3米子湾中央部	A III	国土交通省 出雲河川事務所	12 2	12 2	毎月 (6・9・12・3) (6,8) 6・12	12 12	12 1	2 12	12 12 4	1	- -	2 2	2 2	2 2	1	1 1	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1		 1			-	12	12 12	12	12 12	2 2		12 1	2 12	12 1	2 12	12	·)	欄外参照 ふん便性大腸菌群数の測定月 ま6月、8月。
		(503–52)	_	鳥取県	12	12	毎 月	12 12	12 1	2 12	12 12																			12	12 12	12 12	12 12	2								
	(湖-4)	No.5美保飛行場地先			-	-	-						$\perp \downarrow$		$\perp \downarrow \downarrow$					\perp	\perp																					上下2層
_	中 海	(503-53) No.6彦名町地先	-	鳥取県	12 -	12 -	毎 月 -	12 12	12 1	12 12	12 12				-														╌┼╂	12	12 12	12 12	12 12						+-			
		(503-54) No.7旧加茂川河口地先	-	鳥取県	12	12 -	毎 月	12 12	12 1	12 12	12 12																			12	12 12	12 12	12 12	2								上層のみ
		(503-56)	-	鳥取県	12	12	毎月	12 12	12 1	12 12	12 12					-												-		12	12 12	12 12	12 12	2	 							
		№.9中浜港 (503-57)			12	12	— — 毎 月	12 12	19 1	2 12	19 19		+							+	+							+	+	12	12 12	12 12	12 15	,	+		+			H	-	上下2層
		No.8境水道出口	-	鳥取県			毋 力	14			12 12	╌┽╌┝			-		-+-		-+-}			1	-	-	- -				╌┼╂	14	14	10 10	12]- -	+-	┟╌┼╶	-		+-	 		
		(503–58)		白环。但	12	12	毎月	12 12	12 1	2 12	12 12																	\parallel	$\parallel \parallel$	12	12 12	12 12	12 12	2	T				\pm			L-Tok
		No. 10 佐斐神町地先		鳥取県	-	-	_																																			上下2層
	(湖-6)	(403-01) No.1西部	-		4	4	6 • 9 • 12 • 3		4 4	4	4 4 4	1		- -																4			4 4	- -								
	中津ダム貯水池	(403-02) No.2中央部	-	鳥取県	4	4	6 • 9 • 12 • 3	4 4	4 4	4	4 4	++									++-	 								4			4 4	 -	+				+-	 		上下2層
	(湖-7) 俣野川ダム貯水池	(404-01)	-	鳥取県	4	4	6 • 9 • 12 • 3	4 4	4 4	4	4 4 4	1						-										-		4			4 4		-							上下2層
	(湖-8)	(405-01)		国土交通省	12	12	毎月 (5・7・10・1)				12 12 1	2																		4	12 12	12 12	12	12	12						12	上中下3層 建康項目、トリハロメタン生 成能、植物プランクトン、ノ
	殿ダム貯水池	ダムサイト		鳥取河川国道事務所	2	2	7 · (1)					1	1	2 2	2 2	2 2	2	2 2	2 2	2 2 2	2 2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2															ž.	に、他物ファファイン、 ニルフェノール、LASは上層の み

[〈]国土交通省出雲河川事務所採水部位〉境水道中央部、米子湾中央部

生活環境項目:上中下3層(大腸菌群数は上層。SS・全亜鉛は上下2層。)

健康項目:上層。アルキル水銀は総水銀が検出された場合に実施。1回実施の測定月は6月又は12月のいずれか。

その他項目: 塩化物イオンは上中下 3 層、透明度・ふん便性大腸菌群数は上層、その他は上下 2 層。

要測定指標等:TOCは上中下3層、大腸菌数(米子湾中央部のみ)は上層。

水質測定計画一覧表(海域)

1.0km

1

1

6

(3)海域

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。 (上欄:生活環境項目、その他項目に係るもの。下欄:健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。)ただし、採水部位が2層以上の場合であっても、1地点1層としての分析検体数を計上し、採水部位は備考欄に記載した。 海水浴場については、令和2年度に開設される箇所について、遊泳区域内の水質調査を実施するものとする。 測 定 頻 度 生活環境項目 健 康 項 Ħ その他項目 項目 旨標等 環 境 (海域番号) (地点統一番号) 基 総測 実施機関名 備考 準 定回数 測定月 海域名 地 点 名 類 数 型 基:環境基準点 (602-01) 基 No.1 境港市昭和町境港 12 12 毎 月 坊波提燈台の北方 4 0.2km (601-01) 基 12 12 毎 月 No.2 境港市福定町地先 沖合1.0km 1 1 4 毎 12 12 (602-02) 基 エー2層 健康項目、ノニルフェノール、LA S、透明度は上層のみ No.3 境港市福定町地先 東方4.0km 4 (602-03) 基 No.4 米子市大篠津地先 毎 月 12 12 --------沖合0.5km (海-1) 鳥取県 (602-04) 基 美 保 湾 12 12 毎 月 №.5 日野川河口西方 2.0kmの米子皆生 1 4 地先0.5km (602-05) 基 12 12 毎 月 健康・要監視項目、透明度は上層の No.6 日野川河口地先 北方1.0km 4 · (10) 1 1 ※要監視項目:10月 毎 月 12 12 (602-06) 基 No.7 日野川河口地先 Α 北東方1.0km 1 4 健康項目、透明度は上層のみ (602-07) 基 12 12 毎 月 東方2.0kmの淀江町 1 4 佐陀地先0.5km 6 · 8 · 10 3 3 (603-01) 基 No.1 岩美町浦富地先 1 6 上層 (pH、DO、CODは上下2層) 3 6 · 8 · 10 (603-02) 基 (海-2) №2 鳥取市福部町 鳥取県 日本海沿岸 湯山地先1.0km 1 6 6 · 8 · 10 3 3 (603-03) 基 上層(pH、DO、CODは上下2層) No.3 鳥取市堀越地先 Α ※要監視項目:10月 1.0km 6 · (10) 3 3 6 · 8 · 10 (603-04) 基 No.4 鳥取市気高町 Α 上層(pH、DO、CODは上下2層) 八幡地先1.0km 1 6 12 12 (海-2) (603-05) 基 上下2層 No.5 湯梨浜町泊地先 Α 鳥取県 健康項目、ノニルフェノール、LA S、透明度は上層のみ 日本海沿岸 1.0km 3 3 6 · 8 · 10 (603-06) 基 No.6 北栄町松神地先 Α 上層(pH、DO、CODは上下2層)

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。 (上欄:生活環境項目、その他項目に係るもの。下欄:健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。) ただし、採水部位が2層以上の場合であっても、1地点1層としての分析検体数を計上し、採水部位は備考欄に記載した。

海水浴場についてに	は、令和2年度に開設される箇	かについ	いて、遊泳区域内の7			るものとする。 頻 度			生活環境項	Ħ			\blacksquare		健			康				項				目		要鹽	監視	特殊日	項	そ()他項	īΕ		要	更測定 6標等	-			
(海域番号) 海域名	(地点統一番号) 地 点 名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	総測定日数	総測定回数	測定月	Q H	00	タークルマルヘキサン	全全	全 亜 エノール	L lo le	カドミウム	全 シ 鉛	六 砒 価	総アルルキルルル水銀銀		トトラクロロ	四 塩 化 炭 素	ロク	1		L チョ カウ フュ コララ ララ ラー フェーラー アース カース カース カース カース カース カース カース カース カース カ	シ オ ベ ン カ ル ブ	ンレ	1 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	全 項	E C	亜	鉄 (溶解性)	アンモニ酸	明 教 態 窒		便き性	電 気 腸	情 大 場 大 場 大 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人		1	備 考	
(海-2)	(603-07) 基 No.7 北栄町大谷地先 1.0km	A		3	3	6 • 8 • 10	3 3	3	3 3	N4 2	3		1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1			FU		 AK 2K		3	3						
日本海沿岸	(603-08) 基 No.8 大山町御崎地先	A	鳥取県	3	3	6 · 8 · 10 (6 · 10)	3 3	3	3 3	3	3 2	2	+	1 1	1 1			1 1		1 1				1 1		1	h - d					 		3	3	+		- 上層	(pH, DO,	CODは上下	72層
	1.0km (603-51) No.1 東浜海水浴場	A		4	8	6 5 · 7	8	8					1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1					 		ξ	3 8	+		- 採オ	数:1地点 方法:開設	前と開設中	口にそれそ
	(603-53) No.2 牧谷海水浴場	A		4	8 -	5 · 7	8	8																								 		£	3 8	+		1地	日間にわたり		採水
	(603-54) No.3 浦富海水浴場	A		4	8 -	5 • 7	8	8																			+					 		8	3 8			2地 採才	点 方法は同上		
	(603-57) No.4 鳥取砂丘海水浴場	A	鳥取市	4	8	5 · 7	8	8																								 		8	3 8			1地 採才	点 方法は同上		
	(603-58) No.5 賀露みなと海水浴場	A		- 4 -	8 -	5 · 7	8	8					-																			 		8	3 8			-		II	
海水浴場	(603-59) No.6 白兎海水浴場	A		4	8	5 • 7 -	8	8					-										- -									 		8	3 8			-		IJ	
	(603-60) No.7 小沢見海水浴場	A		4	8 -	5 • 7 -	8	8					<u> </u> -															<u> </u>			. 	 		8	8 8					II	
	(603-70) No.8 ハワイ海水浴場	А		4	8 -	5 • 7 -	8	8															-].	 		8	3 8			-		11	
	(603-73) No.9 宇野海水浴場	A	£ 200 00	4	8 -	5 · 7	8	8	1																			-				 		8	8 8			-		II	
	(603-71) No.10 八橋海水浴場	А	鳥取県	4	8 -	5 • 7 –	8	8		- -													- -			- -						 		8	3 8					II	
	(602-51) No.11 皆生温泉海水浴場	A		4	8 -	5 · 7	8	8		- -												1				- -		 				 		8	3 8	+		2地. 採才	点 、調査は同	Ŀ	

表-2 測定地点数

		\.	<u>/\</u>			生活環境項目・その他項目	健康項目・要監視項目・特殊項目
		区分	ガ			地点数	地点数
	千	代	Ш	水	系	39	32
	天	神	Ш	水	系	23	18
河	日	野	Ш	水	系	14	11
ЛП	斐	伊	Ш	水	系	8	7
, ,	_	級		河	Ш	36	30
			計			120	98
	湖		Щ		池	4	4
Ми	東		郷		池	4	4
湖	多	鯰		ケ	池	3	3
沼	中				海	9	3
	ダ	ム	貯	水	池	4	1
			計			24	15
>/=÷	美		保		湾	8	8
海	日	本	海	沿	岸	9	8
域	海	水		浴	場	11	0
			計			28	16
		合	計			172	129

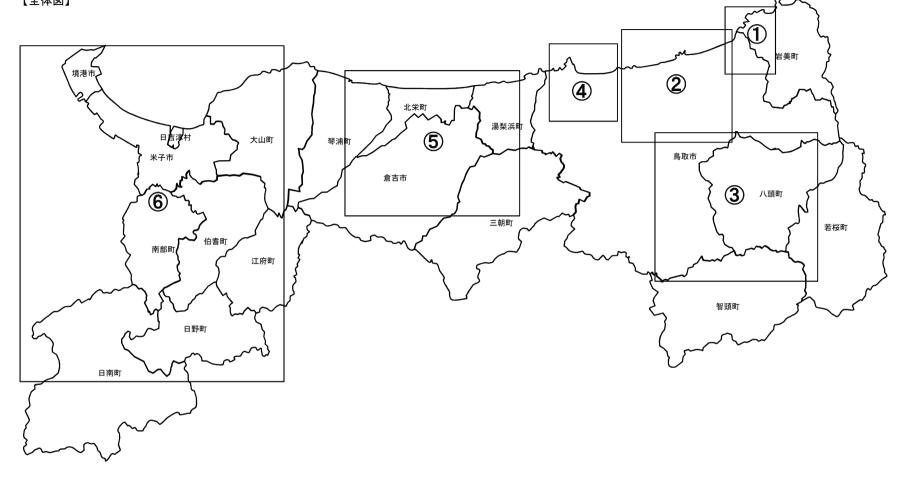
注 海水浴場については、測定地点数でなく浴場数を計上。

表-3 実施機関別測定地点数

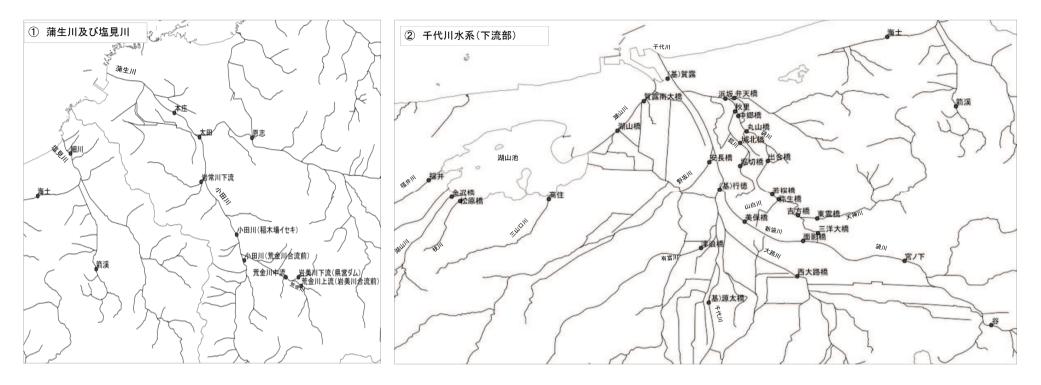
	区		分		河 川	湖 沼	海域	計
鳥		取		県	42	14	20	76
国	土	交	通	省	26	3	-	29
鳥		取		市	44	7	8	59
倉		吉		市	5	-	-	5
米		子		市	3	-	ı	3
八		頭		町	2	-	ı	2
伯		耆		町	1	_	_	1
	合		計		123	24	28	175

注 (1) 同一地点で複数機関が測定する地点はそれぞれに計上した。 (2) 海域のうち、海水浴場については、浴場数を計上した。

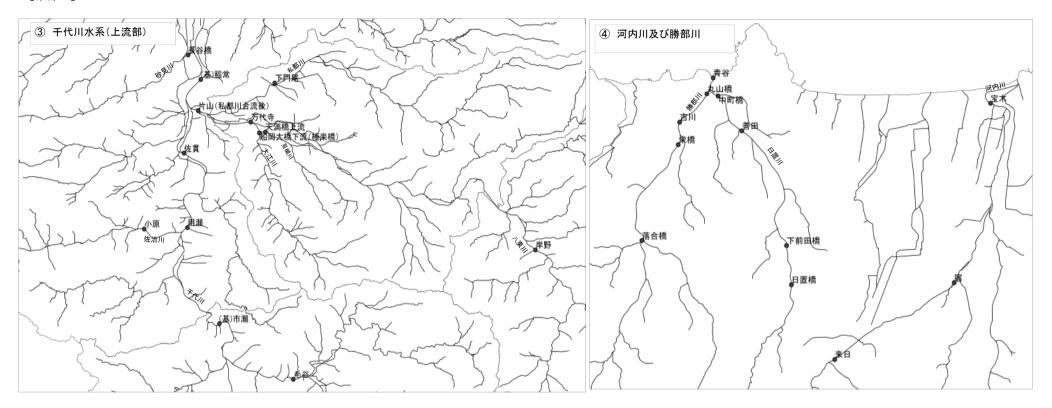
図-1 公共用水域水質測定地点図 (1)河川 【全体図】



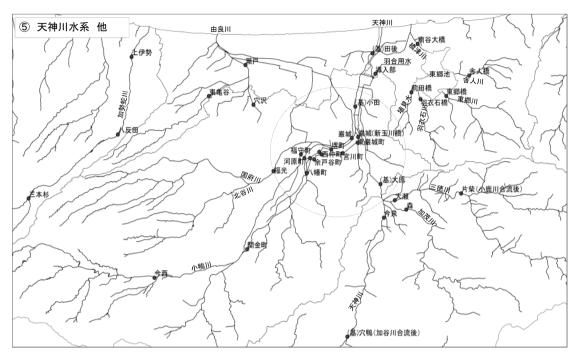
(1)河川 【東部-1】

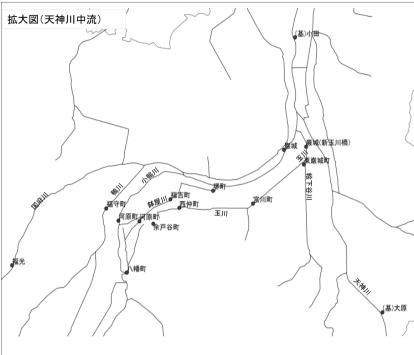


【東部-2】

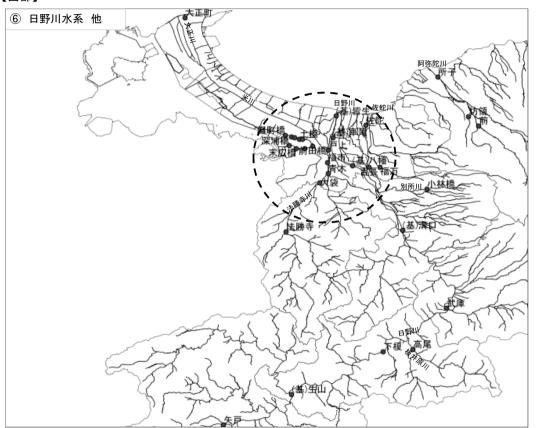


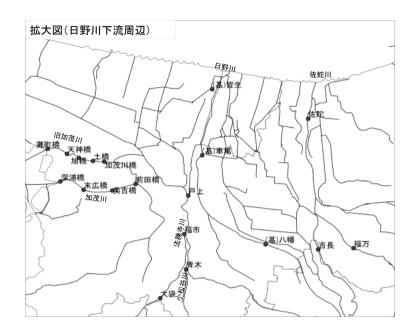
【中部】



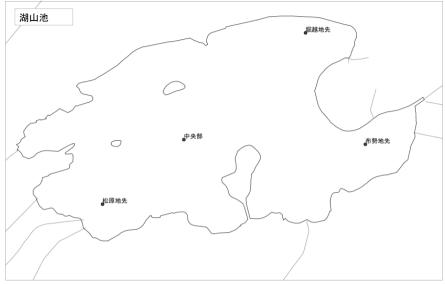


【西部】





(2)湖沼

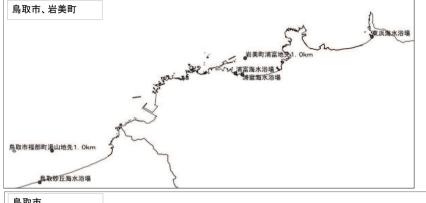


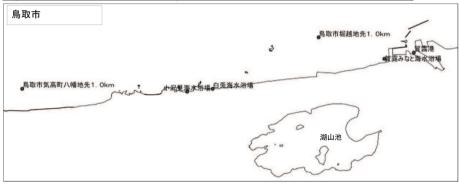




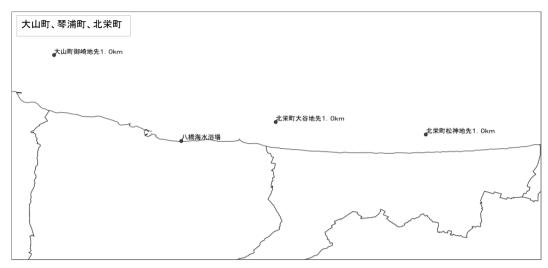


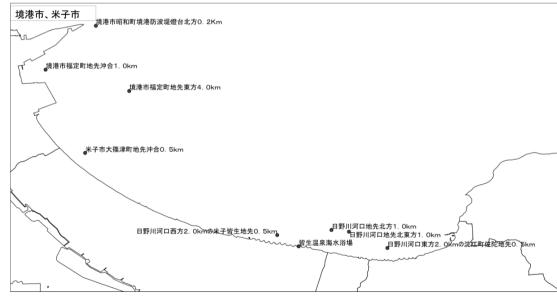
(3)海域

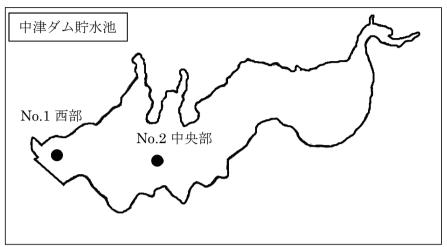


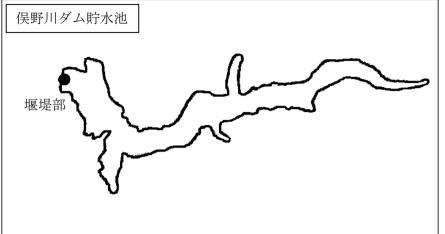


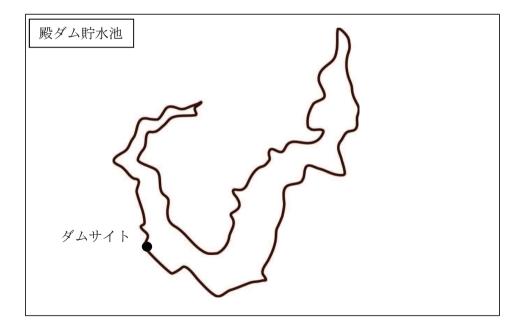






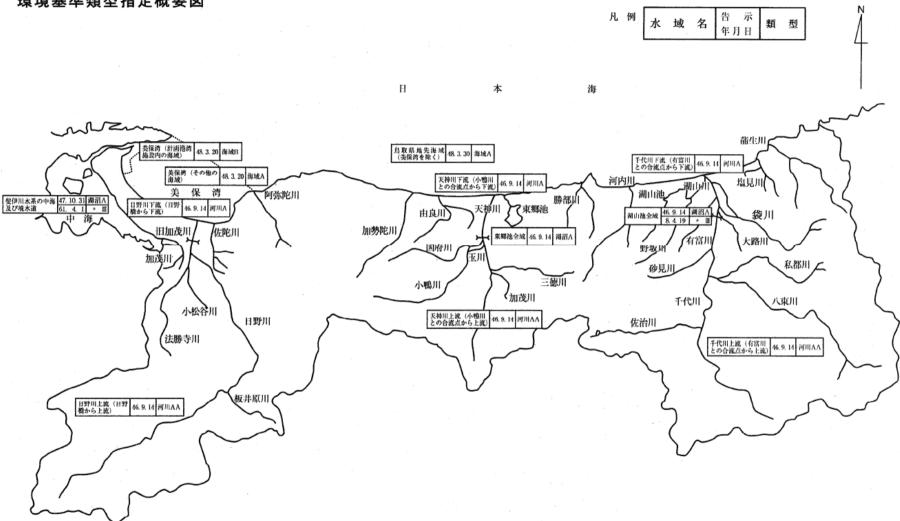






[参 考]

図-2 環境基準類型指定概要図



公共用水域水質測定結果入力要領

1 全般的な注意事項

- (1) 本表には測定値のみを入力すること。
- (2) 測定値の取扱方法等基本的な事項については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の 指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日付環 水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知。以下「環境省通知 環水企第92号」という。) によること。
- (3) 必須項目は必ず入力すること。

2 地点統一番号(必須項目)

地点統一番号を下記のように入力する。ただし、001 などの 0 は省略できない。

- (1) 県コード 2 桁の半角数字を入力すること。
- (2) 水域コード 3桁の半角数字を入力すること。
- (3) 地点コード 2 桁の半角数字を入力すること。

3 調査年度(必須事項)

西暦年4桁を入力する。

4 調査区分(必須事項)

年間調査は「0」、補足調査は「1」と入力する。「年間調査」とは、年間を通じて一定間隔で行われた調査のことである。また、「補足調査」とは、ある月において他の月より測定日数が多い場合の調査で、例えば年12回の調査以外に1回通日調査を行う場合がこれに当たる。(通日調査であっても、年12回のうちの1回である場合には「補足調査」に当たらない。)

5 採取月日、採取時刻(必須事項)

- ・採取月日、採取時刻とも4桁の半角数字を入力する。
- ・採取時刻は24時間表示とし24時00分は翌日の00時00分とする。
- ・また湖沼、海域で2層以上測定している場合は原則として各層すべてに表層の採取時刻を 入力する。

6 天 候

天候コードを下記に基づいて入力する。

コード	天	候	コード	天		候	コード	天		候
01	快	晴	08		霧		15		雷	
02	1	Ĭ	09	霧		雨	16		時	雨
03	薄	雲	10		雨		17	_	時	雪
04		<u> </u>	11	み	ぞ	れ	18	時	々	雨
05	煙	霧	12		雪		19	時	々	雪
06	砂じん	あらし	13	あ	5	れ	20	大		雨
07	地ふ	ぶき	14	ひ	ょ	う	21	大		雪

7 気温及び水温

小数点第1位までの半角数値を入力すること。マイナスがある場合には「一」を入力する。

8 流 量

一般的には小数点以下第3位を切り捨てて第2位まで入力する。マイナスがある場合には「-」を入力する。

9 採取位置(必須事項)

・以下の2桁コードを入力する。

7,11	2111-1-27777900		
	河川	湖	沼 ・ 海 域
コード	内容	コード	内容
01	流心 (中央)	11	上層(表層)
02	左岸	12	中層
03	右岸	13	下層
04	左岸・右岸の混合	14	上層・下層の混合
05	左岸・右岸・流心の混合	15	上層・中層の混合
		16	中層・下層の混合
		17	上層・中層・下層の混合

・4層以上測定する場合は、最上層、最下層以外はすべて中層とする。

10 採取水深(必須事項)

水面下 0.5mのところで採取した場合「0.5」と入力する。

11 数値の入力

各項目の有効数字等の取扱い及び報告下限値未満の数値の入力については、環境省通知 環 水企第92号によること。

なお、主な項目についての有効数字等の取扱い及び報告下限値未満の数値の入力方法は別表 2のとおりである。

別表 2 有効数字、記載桁数、報告下限値及び報告下限値未満の数値の記載方法

別 公		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	有効		(10人間の)数値	報告	報告下限値未満の
	項目		数字	記	載桁数	下限値	数値の入力方法
	рН		一 一	小粉占川	下1桁まで		3A IE * 2 / 3
		(ma /1)		小剱点丛			
	DO	(mg/1)	2桁			0.5	< 0.5
	BOD	(")	- "			0.5	< 0.5
	COD	(")		+1.V/1 / .]]	0.5	< 0.5
生	SS	(")	"	整数(10		1	<1
活		1/100 m1)	"		下限値)	1.8	<1.8
環	 	1/100 m1)	"	(_	上限値)	240,000	>240,000
境	n ーヘキサン抽出物質	(油分等)	IJ	小数点以	下1桁まで	0.5	< 0.5
生活環境項目		(mg/1)				.]	
Н	全窒素	(")	"	"	2 "	0.05	< 0.05
	全 燐	(")	"	"	3 "	0.003	< 0.003
	全亜鉛	(")	11	IJ	3 "	0.001	< 0.001
	ノニルフェノール	· (]]]]	5 <i>"</i>	0.00006	< 0.00006
	LAS	("	IJ	4 "	0.0006	< 0.0006
	カドミウム	(")	2桁	小数点以	<u></u> 下4桁まで	0.0003	< 0.0003
	全シアン	())	"	II	1 "	0. 1	< 0. 1
	<u>エンノン</u> 鉛	(")		<u>''</u>	3 <i>"</i>	0.005	< 0.005
	<u></u> 六価クロム	(<i>"</i>)		<u>''</u>	3 #	0.005	< 0.005
					3 "	0.005	< 0.005
		(")					-
	総水銀	(")	<i>JJ</i>	"	4 "	0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀	(")	- "		4 "	0.0005	< 0.0005
	PCB	(")		!!	4 "	0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	(")	!!	"	3 "	0.002	< 0.002
	四塩化炭素	(")	"	"	4 "	0.0002	< 0.0002
/ 	1,2-ジクロロエタン	(")]]	IJ	4 "	0.0004	< 0.0004
健	1, 1-ジクロロエチレン	(")	"	"	2 "	0.01	< 0.01
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(")	"	"	3 "	0.004	< 0.004
康	1, 1, 1-トリクロロエタン	(")	11	"	4 "	0.0005	< 0.0005
///	1, 1, 2-トリクロロエタン	(")	"	"	4 "	0.0006	< 0.0006
	トリクロロエチレン	(")]]]]	3 "	0.002	< 0.002
項	テトラクロロエチレン	(")	11	"	4 "	0.0005	< 0.0005
	1, 3-ジクロロプロペン	(")	- "	"	4 <i>"</i>	0.0002	< 0.0002
	チウラム	(")	·	"	4 "	0.0006	< 0.0006
目	シマジン	())	- -	IJ	4 "	0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ	(<i>II</i>)	- "	"	3 "	0.002	< 0.002
	ベンゼン	(<i>"</i>)		<u>''</u>	3 #	0.001	< 0.001
	セレン	(") (")	- '''		3 "	0.001	< 0.002
	硝酸性窒素及び			''			<0.1
		(11)	"	"	1 "	0.1	\\ 0. 1
	亜硝酸性窒素	(")	· · · · · · ·			0.05	
	(硝酸性窒素)	(")		!!	2 "	0.05	< 0.05
	(亜硝酸性窒素)	(")		"	2 "	0.05	< 0.05
	ふっ素	(")		"	2 <i>''</i>	0.08	< 0.08
	ほう素	(")		"	1 "	0.1	< 0.1
	1,4-ジオキサン	(")	IJ	IJ	3 "	0.005	< 0.005

	項目	有効数字	記載桁数	報告下限値	報告下限値未満の 数値の入力方法
	クロロホルム (")	2桁	小数点以下3桁まで	0.006	< 0.006
	\forall \for]]]]		0.004	< 0.004
	1, 2-ジクロロプロパン (")	<u>''</u>	" 3 "	0.004	< 0.004
	p-ジクロロベンゼン (")	'' 		0.00	
			<u> </u>		< 0.02
	<u> </u>	!!		0.0008	< 0.0008
			4 !!	0.0005	< 0.0005
	フェニトロチオン(MEP)(〃)	!!	4 "	0.0003	< 0.0003
	イソプロチオラン(』)	!!	<u>" 3 "</u>	0.004	< 0.004
	オキシン銅(有機銅)(〃)		3 "	0.004	< 0.004
	クロロタロニル (TPN) (")		<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.005	< 0.005
	プロピザミド (〃)		" 4 "	0.0008	< 0.0008
要	EPN (")		<i>II</i> 4 <i>II</i>	0.0006	< 0.0006
	ジクロルボス (DDVP) (")		<u>" 4 "</u>	0.0008	< 0.0008
監	フェノブカルブ (BPMC) (")		<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.003	< 0.003
1111	イプロベンホス (IBP) (")		<i>II</i> 4 <i>II</i>	0.0008	< 0.0008
視	クロルニトロフェン (CNP) (")	!!	" 4 "	0.0005	< 0.0005
	トルエン (")	!!	<i>11</i> 2 <i>11</i>	0.06	< 0.06
項	キシレン (")	!!	" 2 "	0.04	< 0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル (〃)	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.006	< 0.006
目	ニッケル (")	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.001	< 0.001
	モリブデン (")	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.007	< 0.007
	アンチモン (")	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.002	< 0.002
	塩化ビニルモノマー (")	!!	11 4 11	0.0002	< 0.0002
	エピクロロヒドリン (")	!!	" 4 "	0.0001	< 0.0001
	全マンガン (")		" 2 "	0.02	< 0.02
	ウラン (")	!!	" 4 "	0.0002	< 0.0002
	クロロホルム(水生物保全頭)(〃)	IJ	11 4 11	0.0006	< 0.0006
	フェノール(〃)(〃)	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.001	< 0.001
	ホルムアルデヒド(リ) (リ)	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.003	< 0.003
	4-t-x19fN7x1-N (") (")]]	<i>"</i> 5 <i>"</i>	0.00004	< 0.00004
	アニリン(〃)(〃)	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.002	< 0.002
	2,4-5/101711/-// // //) (//)]]	// 4 //	0.0003	< 0.0003
	塩化物イオン (〃)	2桁	小数点以下1桁まで	0.5	< 0.5
	アンモニア態窒素(〃)	!!	" 2 "	0.01	< 0.01
7-	亜硝酸態窒素 (")	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.002	< 0.002
その	硝酸態窒素 (〃)	"	n 3 n	0.002	< 0.002
他	りん酸態りん (〃)	!!	<i>"</i> 3 <i>"</i>	0.003	< 0.003
項	クロロフィルa $(\mu g/1)$		" 1 "	0.1	< 0.1
目	電気伝導率 (μS/cm)	"	整数		<u> </u>
	溶存態COD (mg/1)	"	小数点以下1桁まで	0.5	< 0.5
	溶存態窒素 (")	"	小数点以下2桁まで	0.05	< 0.05
	溶存態燐 (")	IJ	小数点以下3桁まで	0.003	< 0.003
要	大腸菌数 (MPN/100mL :HGMF法	"	整数(1の位まで)	1	<1
測定	個/100mL:メンブランフィルタ法)				
指	ТОС	"	小数点以下1桁まで	機器の	<*.*
要測定指標等				定量下限	(例:<0.3)
44				(0.3程度)	

第2 令和2年度地下水質測定計画

第2 令和2年度地下水質測定計画

1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 16 条の規定に基づき、鳥取県の 区域に属する地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべ き事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

測定期間は令和2年4月から令和3年3月までとする。

3 測定内容

(1) 概況調査

県下の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する。

(3)継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングと して定期的に実施する。

4 測定実施機関

測定実施機関	測定対象区域	測定区分
国土交通省中国地方整備局 鳥 取 河 川 国 道 事 務 所	鳥取市の市街地	概況調査
国土交通省中国地方整備局日 野川河川事務所	米子市の市街地	概況調査
鳥 取 市	鳥取市、智頭町 鳥取市、智頭町	概況調査 継続監視調査
鳥 取 県	倉吉市、琴浦町、南部町、日南町 湯梨浜町、北栄町、境港市、江府町	概況調査 継続監視調査

5 測定地点

各地域の測定地点は、表-1 地下水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 地下水質測定地点図のとおりとする。

6 測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 地下水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。

なお、気温、水温についても採水時に現地測定するものとし、一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じて実施するものとする。

7 測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1地下水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

8 分析方法等

環境基準項目の分析試料の分析方法は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)で定められている方法によるものとする。

なお、その他の項目については、日本産業規格等その他科学的に確立された方法によるもの とする。

また、環境基準項目についての基準値及び分析方法は別表のとおりである。

9 測定結果の報告等

測定実施機関は測定結果を様式1「地下水質測定結果表」及び様式2「地下水質採水票」により、水質測定結果をとりまとめ、測定月の翌月末までに鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課に送付するものとする。

ただし、環境基準項目について、環境基準を越える測定結果を得た場合は、その都度速やかに鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課へ連絡するものとする。

なお、飲用に供する井戸で水道水の水質基準を超える測定結果を得た場合は、速やかに飲用 指導をおこなう。

また、環境基準項目に関する報告下限値は別表3に記載のとおりである。(平成6年5月24日付発環第219号及び平成12年2月25日付環第588号)。

10 その他

この計画に定めない事項については、鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課が各調査機関と協議の上、定めるものとする。

別表3

項目	測定方法	基準値	報告下限値(mg/L)
カドミウム	環境庁告示 10 号 別表 カドミウムの測定方法の項に掲げる方法	0.003mg/L 以下	0. 0003
全シアン	環境庁告示 10 号 別表 全シアンの測定方法の項に掲げる方法	検出されないこと	0. 1
鉛	環境庁告示 10 号 別表 鉛の測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0. 005
六価クロム	環境庁告示 10 号 別表 六価クロムの測定方法の項に掲げる方法	0.05mg/L以下	0. 005
砒素	環境庁告示 10 号 別表 砒素の測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0.005
総水銀	環境庁告示 10 号 別表 総水銀の測定方法の項に掲げる方法	0.0005mg/L以下	0. 0005
アルキル水銀	環境庁告示 10 号 別表 アルキル水銀の測定方法の項に掲げる方法	検出されないこと	0. 0005
РСВ	環境庁告示 10 号 別表 PCBの測定方法の項に掲げる方法	検出されないこと	0. 0005
ジクロロメタン	環境庁告示 10 号 別表 ジクロロメタンの測定方法の項に掲げる方法	0.02mg/L以下	0.002
四塩化炭素	環境庁告示 10 号 別表 四塩化炭素の測定方法の項に掲げる方法	0.002mg/L 以下	0. 0002
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	環境庁告示 10 号 別表 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) の測定方法の項に掲げる方法	0.002mg/L以下	0. 0002
1,2-ジクロロエタン	環境庁告示 10 号 別表 1,2-ジクロロエタンの測定方法の項 に掲げる方法	0.004mg/L 以下	0. 0004
1, 1-ジクロロエチレン	環境庁告示 10 号 別表 1,1-ジクロロエチレンの測定方法の 項に掲げる方法	0. 1mg/L 以下	0. 01
1,2-ジクロロエチレン	環境庁告示 10 号 別表 1,2-ジクロロエチレンの測定方法の 項に掲げる方法	0.04mg/L 以下	0.004 (シス体 0.002 トランス体 0.002
1, 1, 1-トリクロロエタン	環境庁告示 10 号 別表 1,1,1-トリクロロエタンの測定方法 の項に掲げる方法	1mg/L以下	0. 0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	環境庁告示 10 号 別表 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法 の項に掲げる方法	0.006mg/L 以下	0. 0006
トリクロロエチレン	環境庁告示 10 号 別表 トリクロロエチレンの測定方法の項 に掲げる方法	0.01mg/L以下	0. 002
テトラクロロエチレン	環境庁告示 10 号 別表 テトラクロロエチレンの測定方法の 項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0. 0005
1, 3-ジクロロプロペン	環境庁告示 10 号 別表 1,3-ジクロロプロペンの測定方法の 項に掲げる方法	0.002mg/L 以下	0. 0002
チウラム	環境庁告示 10 号 別表 チウラムの測定方法の項に掲げる方法	0.006mg/L 以下	0. 0006
シマジン	環境庁告示10号 別表 シマジンの測定方法の項に掲げる方法	0.003mg/L 以下	0. 0003
チオベンカルブ	環境庁告示 10 号 別表 チオベンカルブの測定方法の項に掲 げる方法	0.02mg/L以下	0. 002
ベンゼン	環境庁告示 10 号 別表 ベンゼンの測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0. 001
セレン	環境庁告示 10 号 別表 セレンの測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L 以下	0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	環境庁告示 10 号 別表 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定 方法の項に掲げる方法	10mg/L以下	0.1 硝酸性窒素 0.05 亜硝酸性窒素 0.05
ふっ素	環境庁告示 10 号 別表 ふっ素の測定方法の項に掲げる方法	0.8mg/L 以下	0. 08
ほう素	環境庁告示 10 号 別表 ほう素の測定方法の項に掲げる方法	1mg/L以下	0.1
1,4-ジオキサン	環境庁告示 10 号 別表 1,4-ジオキサンの測定方法の項に掲 げる方法	0.05mg/L以下	0. 005

[※]分析方法の効率化として、アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニングを行うことができる。(平成13年環水企第92号「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」)

地下水質測定計画一覧表

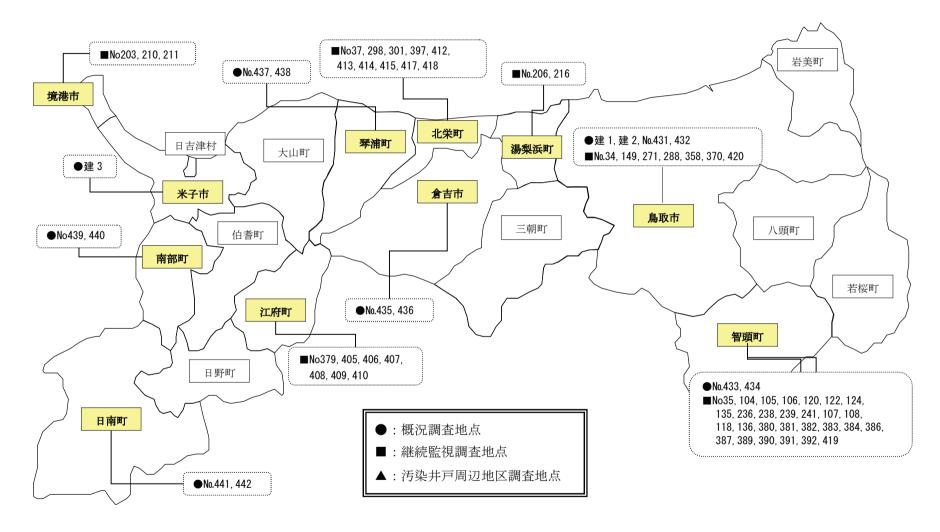
水質測定計画一覧表(地下水) 表-4 地下水質測定計画一覧表

					井	戸の	諸元	ì	則定	頻 度	環境基準項目 マルカ マカル マカル 東目																											
番号	市町村名	地区名	井戸番号	調井深(m)	調査区分	浅井戸 の別	用途	総測定日数	総測定回数	測定月	中全 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																											
1	鳥取市	田園町	建1	50		深	その他の井戸	4	4	4.7.10.1																												
2	四47111	田塚山1	建2	8		浅	その他の井戸	4	4	4.7.10.1	4 4 (国土交通省中国技術事務所、外部委託																											
3	米子市	車尾	建3	30		-	その他の井戸	4	4	5 • 8 • 11 • 2	国土交通省日野川河川事務所(国土交通省中国技術事務所、外部委託																											
4	鳥取市	気高町山宮	431	_		_	その他の井戸	1	1	5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	201207																										
5	局取川	佐治町福園	432	-		-	その他の井戸	1	1	5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																											
6	智頭町	野原	433	-		_	一般飲用井戸	1	1	5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																											
- 7 - 8		大呂 秋喜	434 435	36	概況調査	深	一般飲用井戸 工業用水井戸	1	1	5 5	【																											
9	倉吉市	清谷町	436	不明		深	工業用水井戸	1	1	5		局																										
10	琴浦町	八橋	437	150		深	農業用水井戸	1	1	5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																											
11	今佣門	保	438	70	l			深		1	1	5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																									
12	南部町	原	439	4~5		浅	生活用水井戸	1	1	5		_																										
13		大木屋 菅沢	440 441	30													ı						l					Ţ.					浅 -	一般飲用井戸 一般飲用井戸	1	1	5 5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
14 15	日南町	神福	441	30		_	一般飲用井戸	1	1	5																												
16		用瀬	34	15		浅	生活用水井戸	1	1	5																												
17		片原	149	30		_	その他の井戸	1	1	8																												
18		賀露町西一丁目	271	10		-	工業用水井戸	1	1	8	<u> </u>																											
19	鳥取市	朝月	288	80	継続監視調査	深	一般飲用井戸	1	1	5																												
20		古海 天神町	358 370	_		-	工業用水井戸 その他の井戸	1	1	5 5																												
22		東品寺	420	50		_	その他の井戸	1	1	5																												
23		智頭	35	18		浅	生活用水井戸	2	2	5 · 11		$\overline{}$																										
24		智頭	104	20		-	生活用水井戸	2	2	5 · 11																												
25		智頭	105	23	継続監視調査	_	一般飲用井戸	2	2	5 · 11																												
26		智頭	106	10		_	生活用水井戸	2	2	5 · 11																												
27		智頭	120	20		_	生活用水井戸	2	2	5 • 11																												
28 29	智頭町	智頭 智頭	122 124	14 21		_	一般飲用井戸 生活用水井戸	2	2	5 · 11 5 · 11	1 1 2 </td <td></td>																											
30		智頭智頭	135	25		_	一般飲用井戸	2	2	5 · 11																												
31		智頭	236	25		浅	観測井戸	2	2	5 • 11																												
32		智頭	238	27		浅	観測井戸	2	2	5 · 11																												
33		智頭	239	25		深	観測井戸	2	2	5 • 11																												
34		智頭	241	25		深	観測井戸	2	2	5 · 11																												

表-4 地下水質測定計画一覧表

表 -4	井 戸 の 諸 元					測定頻度			環境基準項目							の他	他 3							
番号	市町村名	地区名	井戸番号	調井深(m)	調査区分	浅井戸 の別	用途	総測定日数	総測定回数	測定月	カ ド ミ ウ ム	六 価 ク ロ ム素	総 ア ル キ ル 水	び 塩 化 炭 素 クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)			リ ク ロ ロ エ チ レト ラ ク ロ ロ エ チ レ	・ジゥクロロ	シ オ ベ ン カ ル ブ	酸性窒	ふ う 素 素	11 p 44 4	電 気 伝 導	調査機関名 (分析機関名)
35		智頭	107	10		-	一般飲用	2	2	5 · 11				2	2 2	2	2 2			杀		2	2	
36	智頭町	智頭	108	12	継続監視調査	_	一般飲用	2	2	5 · 11				2	2 2	2	2 2					2	2	鳥取市生活環境課
37	1 200 T	智頭	118	20		_	一般飲用	2	2	5 • 11				2	2 2	2	2 2	\Box	+			2	2	(外部委託機関)
38		智頭	136	-		-	一般飲用	2	2	5 • 11		4		2	2 2	2	2 2		++		0	2	2	
39 40	<u> </u>	<u>埴師</u> 埴師	380 381	6 30			一般飲用、生活用水 一般飲用、生活用水	2	2	5 · 11 5 · 11				+++	+	++		-H	+		2	2	2	
41	 	埴師	382	-		浅	一般飲用、生活用水	2	2	5 · 11		+		+++	+	++	++	\dashv			2	2	2	
42	 	埴師	383	12		1.74	一般飲用、生活用水	2	2	5 • 11				+++		++			+		2	2	2	
43	1 1	木原	384	21		_	一般飲用、生活用水	2	2	5 · 11				+++		++					2	2	2	
44	智頭町	埴師	386	15	◇W ◇= Bと →日 =田 ★	_	一般飲用、生活用水	2	2	5 · 11						T					2	2	2	鳥取市生活環境課
45	省與門	埴師	387	30	継続監視調査	_	一般飲用、生活用水	2	2	5 · 11											2	2	2	(外部委託機関)
46		木原	389	17		_	生活用水	2	2	5 · 11						Ш					2	2	2	
47		木原	390	16		_	一般飲用、生活用水	2	2	5 · 11						++					2	2	2	
48	-	木原	391	23		_	生活用水	2	2	5 • 11				+++	\perp	++					2	2	2	
49 50		木原 木原	392	22		_	一般飲用、生活用水	2	2	5 · 11		+		+++	+	++	+	+	++		2	2	2	
50		中興寺	419 206	16 10~20			一般飲用、生活用水 農業用水井戸	2	2	5 • 11 5		+		+++	+	++			++		2	1	1	
52	湯梨浜町	能島	216	13		浅	生活用水井戸	1	1	5		+		+++	+	++	++	\dashv			1	1	1	
53		下神	37	9		浅	生活用水井戸	1	1	5				111		++	++		11			1	1	
54	1	大島	298	41		深	生活用水井戸	1	1	5		1				TT					1 1	1	1	
55]	大島	301	40		深	その他の井戸	1	1	5		1		\perp		<u></u>					1 1	1	1	1 to 40 A to 76 To 11 You am 14 To
56		西園	397	20		_	その他の井戸	4	4	5 · 8 · 11 · 2						П				4	Ш	4	4	中部総合事務所生活環境局 (外部委託機関)
57	北栄町	由良宿	412	不明		_	農業用水井戸	4	4	5 · 8 · 11 · 2				$\coprod \prod$		\prod				4	\prod	4	4	(八下甲安耳山及民)
58	107/01/1	西園	413	20		浅	農業用水井戸	4	4	5 • 8 • 11 • 2		_	\Box	+ + +	$\bot \bot$	++	\coprod	\Box	$\bot \bot$	4	\coprod	4	4	
59		西園	414	3~4		浅	農業用水井戸	4	4	5 • 8 • 11 • 2		+	+++	+++	++	++	+++	\square	++	4	+++	4	4	
60		西園	415	3~4		浅	農業用水井戸	4	4	5 • 8 • 11 • 2		+	+++	+++	++	++	+	\square	++	4	+++	4	4	
61 62		西園西園	417 418	5 30~40	継続監視調査	浅	農業用水井戸 農業用水井戸	4	4 1	5 · 8 · 11 · 2 5 · 8 · 11 · 2		+	+++	+++	++	++	+++	+	++	4	+++	4	4	
63		渡町	203	5 5		 浅	長業用水井戸 生活用水井戸	1	1	7		+	 	+++	++	++	++	+++	++	1	+++	1	1	
64	境港市	渡町	210	-		浅	生活用水井戸	1	1	7		+	 	+++	++	++	+++	\square	++	1	+++	1	1	
65	22.2.11	渡町	211	-	-	浅	生活用水井戸	1	1	7		+	 	+++	++	++	$\dagger \dagger \dagger$	\dashv	++	$\frac{1}{1}$	+++	1	1	
66		洲河崎	379	-		-	生活用水井戸	1	1	8		1		\Box	\top	$\dagger \dagger$		\Box	+	ĦŤ		1	1	
67		洲河崎	405	-		_	生活用水井戸	1	1	8		1										1	1	西部総合事務所生活環境局
68		洲河崎	406	10		_	生活用水井戸	1	1	8		1										1	1	(外部委託機関)
69	江府町	洲河崎	407	-		-	生活用水井戸	1	1	8		1		$\bot \bot \top$		\prod	$\coprod \Box$					1	1	
70	[洲河崎	408	-		_	生活用水井戸	1	1	8		1		$\Box\Box$	$\perp \Gamma$	\prod		Щ			Ш	1	1	
71		洲河崎	409	-			生活用水井戸	1	1	8		1	+++	+++	$\bot \bot$	++	\coprod		+		$\sqcup \sqcup$	1	1	
72		武庫	410	15		浅	一般飲用井戸	1	1	8		1										1	1	

図-3 地下水質測定地点図



地下水質測定結果表

	調 査 担 当 機 関 名(分 析 担 当 機 関 名)	1		参考
調	査 区	分		
市	町 村	名		
地	区	名		水道水の
井	戸 番	号	環境基準値	水質基準及び
井諸	井 戸 深 度 (m)		水質管理目 標設定項目
戸 の元	浅井戸・深井戸	の別		
	Ж	途		特注)
採	水 年 月	日		
水	温	(°C)		
	カドミウム	(mg/L)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	全 シ ア ン	(mg/L)	検出されないこと	0.01mg/L以下
	鉛	(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	六 価 ク ロ ム	(mg/L)	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
	. 素		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	総水銀		0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	, , ,	検出されないこと	-
	P C B	v	検出されないこと	
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	四 塩 化 炭 素 クロロエチレン(別名塩化ビニルモノ	(mg/L)	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
環	マー又は塩化ビニルモノマー)	(mg/L)	0.002mg/L以下	-
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	(mg/L)	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
境	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	(mg/L)	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	1,2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	(mg/L)	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
基	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	(mg/L)	- 1mg/L以下	- 0.3mg/L以下
準	1,1,2- トリクロロエタン	(mg/L)	0.006mg/L以下	0.5mg/L以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
項	- , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	1,3- ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002mg/L以下	0.01111g/ L/X
目	F D D A	(mg/L)	0.006mg/L以下	0.02mg/L以下
	シマジン		0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下
	ベ ン ゼ ン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0.02mg/L以下
	セレン	(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/L以下	10mg/L以下
	硝酸性窒素			-
	亜 硝 酸 性 窒 素			0.04mg/L以下
	<u> </u>		0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
	ほ う 素		1mg/L以下	1mg/L以下
	1,4-57++		0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
7-	р Н	b/ L/	-	5.8以上8.6以下
その		(μ S/cm)	_	-
他		. , 0, 0111/		
の 項				
目				
	1	ı		
	備考			
			 実施されており、水道水質基準等への適合状況を示すものではない。	

- (特注)本測定は環境基準に対応する測定法で実施されており、水道水質基準等への適合状況を示すものではない。 水道水質基準等への適合状況の把握には、当該基準等に対応した測定法で測定を実施することが必要なことに留意すること。 (注)本様式の記入に当たっては、次の点に留意すること。 1 浅井戸・深井戸の別は、井戸深度が第一不透水層以浅のものを浅井戸、以深のものを深井戸とする。 2 井戸の諸元中の用途の欄は、水道水源井戸、一般飲用井戸、生活用水井戸、工業用水井戸、その他の井戸(農業用水井戸等)の別を記入する。

地下水質採水票

井戸番号		採水者職氏名					
採水日の気象状況	天候(),	気温(\mathbb{C})		
検体情報	採水日時(年	月	日	時	分)	
	採水方法(1.	直接採水 2. 蛀	它口採水	3. その他	:)	
	pH()、電気伝導	尊率(μ S/cm)		
	水温(℃)、臭気()		
	透視度(cm)、外観(()		

井戸所	在地							
		(世界測地系緯度	: 度	分	秒、経度:	度	分	秒)
	氏名				氏名			
井戸	(TEL)			井戸	(TEL)			
所有者	住所			管理者	住所			
井戸の	形式	1. 手堀井戸	2. 打込井戸	∃ 3.	機械堀井戸			
		4. 自噴·湧水	5. その他()		
井戸の記	設置年	明治・大正・	昭和 • 平成	西暦	年			
取水施	設	1. 電動ポンプ	2. 手押ポン	/プ :	3. つるべ			
		4. 自噴水	5. その他()		
使用状态	況	1. 毎日使用	2. 時々使月	月()		
		3. 未使用	4. その他	1 ()		
使用量	及び人数	m^3	/日、)	Λ			
使用目	的	1. 水道水源	2. 一般飲戶	月				
		3. 生活用水(狩	注濯・ 風呂・	撒水 •	営業用雑用	水等)		
		4. 工業用水(房	「料・洗浄・	雑用)	5. 農業用力	<		
		6. その他()		
地下水位	位等	地表からの地下	水位: 1	n(実測	· 聴取)			
		井戸深度	: m(実測 ・	聴取)			
		井戸区分(1.2	浅井戸 2. 涿	5井戸	3. 不明)			
		ストレーナの位置	:(m))				
地下水	変動等	採水時の水量(多い、普通	直、少7	ない)			
(水量・	水位)	季節変動(1.無)	
		経年変動(1.無	医 2. 有:)	
		その他の変動()	
水道普	及状況	1. 上水道なし	2. 上水道あり)(水道が	(主			
		3. 上水道あり(地	2下水が主)					
		4. その他()		
し尿処理	里状況	1. 下水道 2	. 単独処理浄	化槽	3. 合併処理	浄化槽		
		4. 汲み取り 5	. その他()		
生活排	水処理状況	1. 下水道 2	. 合併処理浄	化槽	3. 未処理			
		4. その他()		
井戸周	辺の状況	1. 住宅地 2	. 商業地	3. 工業均	也 4. 農地	1		
(半径50	00m)	5. その他()		
地下水	利用状況	地域の概ね()割が地下	水を利用	している			
周辺事	業場等状況							
備考	;							

- ※該当する数字に○印をつけること。
- ※受託者へは上記太枠部分のみ記載し渡すこと。
- ※世界測地系の経度、緯度の検索サイト>> http://www.geocoding.jp/